

目 次

第 1 号 (12月9日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算(第8号)	
	日程第5 議案第100号 令和4年度南越前町国民健康保健特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第101号 令和4年度南越前町国民健康保健今庄診療所特別会計補正予算(第4号)	
	日程第7 議案第102号 令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第8 議案第103号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	
	日程第9 議案第104号 令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第3号)	
	日程第10 議案第105号 令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
	日程第11 議案第106号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)	
	日程第12 議案第107号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について	
	日程第13 議案第108号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	日程第14 議案第109号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
	日程第15 議案第110号 財産の取得について	
	日程第16 議案の常任委員会付託	
8	散会	16

目 次

第 2 号 (12月12日)

1	出席議員	17
2	欠席議員	17
3	説明のための出席者	17
4	職務のための出席者	17
5	議事日程	17
6	本日の会議に付した事件	17
7	議事	
	開議	18
	日程第1 一般質問	
	大浦 和博	18
	谷口 善治	24
	坪川 伸理	28
	加藤 伊平	33
	山本 徹郎	36
	高橋 宏介	42
	山本 優	49
	高谷 直樹	55
8	散会	58

目 次

第 3 号 (12月16日)

1	出席議員	59
2	欠席議員	59
3	説明のための出席者	59
4	職務のための出席者	59
5	議事日程	59
6	本日の会議に付した事件	60
7	議事	
	開議	61
	日程第1 議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算(第8号)	
	日程第2 議案第100号 令和4年度南越前町国民健康保健特別会計補正予算(第1号)	
	日程第3 議案第101号 令和4年度南越前町国民健康保健今庄診療所特別会計補正予算(第4号)	
	日程第4 議案第102号 令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第5 議案第103号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	
	日程第6 議案第104号 令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第3号)	
	日程第7 議案第105号 令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
	日程第8 議案第106号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)	
	日程第9 議案第107号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について	
	日程第10 議案第108号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	日程第11 議案第109号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
	日程第12 議案第110号 財産の取得について	
	各常任委員長報告	
	日程第13 議案第81号 令和3年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
	日程第14 議案第82号 令和3年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	決算特別委員長報告	
	自然保護並びに環境保全対策特別委員長報告	
	日程第15 議案第111号 南越前町教育委員会委員の任命について	
8	閉会	69

令和4年12月南越前町議会会議録

招集の告示 令和4年11月25日 南越前町告示第199号
招集の期日 令和4年12月 9日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 12月9日（金）

出席議員（敬称略） 12 名

1番 高 谷 直 樹	2番 谷 口 善 治	3番 高 橋 宏 介
4番 山 本 徹 郎	5番 坪 川 伸 理	6番 大 浦 和 博
7番 城 野 庄 一	8番 熊 谷 良 彦	9番 加 藤 伊 平
10番 喜 村 喜 代 治	11番 平 谷 弘 子	12番 山 本 優

欠席議員（敬称略） な し

会議録署名議員 7番 城 野 庄 一 8番 熊 谷 良 彦

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（敬称略）

町 長	岩 倉 光 弘		
副 町 長	北 野 徹		
総 務 課 長	関 根 將 人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長	野 村 和 子	保健福祉課長	坂 井 好 美
農林水産課長	市 村 誠	建設整備課長	新 海 昌 弘

（教育委員会）

教 育 長	上 田 康 彦	事 務 局 長	中 村 勝 典
-------	---------	---------	---------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長	三 原 順 子	書 記	川 口 弥 生
---------	---------	-----	---------

議事日程（別紙のとおり）

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第 99号 令和 4 年度南越前町一般会計補正予算(第 8 号)

議案第100号 令和 4 年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

議案第101号 令和 4 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算
(第 4 号)

議案第102号 令和 4 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 3 号)

議案第103号 令和 4 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)

議案第104号 令和 4 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3 号)

議案第105号 令和 4 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第106号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 2 号)

議案第107号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について

議案第108号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第109号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

議案第110号 財産の取得について

議案の常任委員会付託

開 会
〔開会 午前 10 時 00 分〕

○議長（喜村喜代治君） 12月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、議会運営及び町政発展のために、ご理解とご協力をいただいております、厚くお礼申し上げます。

また、岩倉町政も厳しい財政状況にも関わらず、住民福祉の向上及び、安全・安心なまちづくりのためにご尽力いただいていることに対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、師走に入り、今年も残すところあとわずかとなってまいりました。

振り返りますと、今年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻によってこれまでの世界平和を脅かす事態となりました。それにより、原油価格の高騰、物価の上昇、円安が進み、日本経済に多大な影響を及ぼしており、先日も、北陸電力が電気料を45%値上げすると報じられたばかりであります。

また、この1年も新型コロナウイルス感染症に翻弄された年でありました。第7波によって全国的に感染者が急増し、福井県でも一時は1日あたりの感染者数が2000人にせまる勢いでありました。一旦は落ち着きを見せたものの、現在は第8波に入っている状況であります。

しかしながら、昨年までと違い、行動制限や飲食店などにおける時短営業等の措置が取られることもなく、ウィズコロナが定着してきているように思われます。

そして、今年は南越前町にとって大変な災害も発生いたしました。今年8月に発生した大雨災害では、鹿蒜地区をはじめ河野地区でも河川の氾濫、土砂崩れなどにより多くの方々が被災されました。被災された方の中には、いまだ十分な復旧が進まず、大変厳しい状況で新しい年を迎える方もいらっしゃるかと存じます。被災されました方々に、あらためて心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今期12月定例会では、各会計補正予算や条例改正などの、重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

ただ今より、令和4年9月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前 10 時 05 分〕

会議録署名議員の指名

○議長（喜村喜代治君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において１２番 山本 優君、１番 高谷直樹君を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（喜村喜代治君）日程第２ 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る１１月１１日と１２月２日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）議会運営委員長 ９番 加藤 伊平君

○９番（加藤伊平君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和４年１２月定例会の運営につきまして、去る１１月１１日及び１２月２日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より１６日までの８日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。ただいまの加藤委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から１６日までの８日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１６日までの８日間とすることに決定しました。

諸 般 の 報 告

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。9月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります「諸報告」のとおりです。

次に、監査委員から送付されました例月出納検査及び定期監査の結果については、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第4 議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第8号）から日程第15 議案第110号 財産の取得についてまでの12議案を一括して議題といたします。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和4年12月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末を控え大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずもって、本年8月の大雨により被災された皆さまには、改めて心からお見舞いを申し上げます。

また、被災者救済にあたりまして福井県をはじめ県内外の市町や企業・団体の皆さまの心温まるご支援に対しまして、衷心より感謝申し上げます。町としましては、災害発生以降、被災者支援に鋭意努めてまいりました。現在も復旧半ばではありますが、福井県や県内市町など関係機関のご協力をいただきながら一日も早い被災地の皆さまの生活の再建に向け、全力で取り組んでいるところであります。町民の皆さま方におかれましては、今般の大雨災害の経験を糧に、有事の際には「自助・共助・公助」で取り組むことの重要性を今一度ご認識いただき、各集落における自主防災組織の設立について区役員や防災士の皆さまを中心に積極的にお取り組みいただくよう切にお願いをするところであります。

さて、今年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、未だ終結の兆しが見通せず、戦争犯罪など人道的に許されない行為はもとより、物価高騰、飢餓、原材料不足など世界情勢への悪影響は計り知れません。一日でも早くこの戦争が終結することを強く念じているところであります。

さて、オープンから1年を迎えた「道の駅 南えちぜん山海里」は、現在まで約150万人近くの方々にご来場をいただきました。今後も福井県の交流拠点としての役割を担うとともに、地域経済の活性化に向けた中核施設として多くの皆さまに親しまれる施設となるように関係団体とともにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、本年10月の第17回福井県中学校秋季新人競技大会で南越前中学校野球部が優勝を果たしました。来年3月に静岡県で開催されます文部科学大臣杯第14回全日本少年春季軟式野球大会に出場いたします。選手の皆さんのご健闘をお祈りいたします。

さらに、同じ10月に台湾で開催されましたWBSC U-23ワールドカップ世界野球大会に湯尾出身の城野達也さんが侍ジャパンの一人として出場しまして、9試合を戦い金メダルを獲得されたことは、町内の野球少年の夢と希望となるところであります。

さて、8月大雨災害が激甚災害に指定されまして、国からの手厚いご支援をいただいたものの復興には莫大な費用と人手を必要といたします。本町の行財政運営は人口減少、少子高齢化、地方交付税の削減など非常に厳しい状況が続いております。安全に安心して豊かに暮らせるまちづくりのために、本県選出の国会議員の先生方を通じながら精力的に要請活動を展開し国の支援を得るとともに、経費削減を図りつつも、予算については災害復旧事業を中心に重要施策などに速やかに重点配分するなど効率的な行財政運営に努めていきたいと考えているところであります。

それでは、ここで私が令和4年度に取り組んでおります「6つのまちづくり事業」の具体的な事業の進捗状況などを抜粋してご報告をさせていただきます。

まず、一つ目の町民に優しいまちづくりであります、
一、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる思いやりと支え合いのまちづくりのため、自立支援サービスなど障害者福祉施策を推進しています。

一、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステ

ムの深化を目指し、「地域ふれあいサロン」を中心とした介護予防活動と地域の見守り・支え合い体制づくりを推進しています。

一、町の代表的な観光施設である「花はす公園」や「北前船主の館 右近家」において、高齢者や障害者の利用に配慮した施設の整備工事を進めております。

一、妊産婦や小学校就学前の子どもを持つ保護者などが抱える地域の多様化するニーズに応えるため、民間を含む認定こども園2園と保育所2か所、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点において、発達や状況に応じたきめ細やかな教育・保育と切れ目のない支援を実施しています。

一、マイナンバーカードの普及拡大に向けて、集落や企業、イベント会場などへの出張申請を行い、併せてマイナポイントや健康保険証の利用登録等の手続きを支援しています。

一、高校生までの子どもインフルエンザ予防接種費用の全額助成や、療育のため町外の病院や施設に通院・通所する乳幼児の保護者に支援金を支給することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、疾病の予防と早期治療、早期療育の促進に努めています。

一、悪性新生物をはじめとする生活習慣病予防のため、町民の健康づくりスローガンである「がん予防スタートプロジェクト」の普及・啓発を行い、町民全体の健康意識とがん予防意識の向上を図っています。

一、地域に根ざした身近な医療機関として良質な医療サービスを提供するため、各診療所では全身用X線CT装置の更新を行い、医療資源の効率的かつ効果的な活用に努めております。

また、各診療所では発熱外来診療や新型コロナウイルスワクチン接種、入院・入所施設では面会制限といった新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しています。

次に、二つ目の安全安心して暮らせるまちづくりであります、

一、地震や風水害等の災害から町民の生命と財産を守るため、住民への避難情報の的確な発令を行うための体制づくりを進めています。また、地域の防災力を高

めるために、防災士の資格取得及び自主防災組織の設立や自主防災組織主催の防災訓練を全面的に支援し、災害に強い安全安心なまちづくりを目指しています。

一、高齢者の運転免許自主返納を促進するとともに、安全安心して運転できるようドライブレコーダーの設置を支援し、安全運転意識の向上、交通事故抑止及び事故発生時の被害の軽減化を図っています。

一、誰もが生涯にわたり地域で豊かな生活ができる交通システムの構築に向け、町内全域においてオンデマンドバスの実証実験に取り組んでいます。

一、国道8号防災事業、国道365号栃ノ木峠改良事業、県道中小屋武生線等の地域間を結ぶ幹線道路の改良促進を図るため、国土交通省及び近畿地方整備局、福井県選出国會議員、福井県に対し要望を行いました。

一、国道305号鯖波跨線橋や国道365号から南条スマートICに接続するため、日野川に架ける鯖波大橋の概略設計業務に着手しています。また、雪に強い道路交通網の実現に向け、町道上野東環状線と町道牧谷線の消雪工事を現在施工中です。

一、子育て世帯や新婚世帯など若い世代の定住を促進するため、丸山団地内に町営住宅2戸を現在建設しています。また、宅地の分譲や空き家・住宅取得に対する補助などの住宅政策を継続して実施しています。

一、老朽化した水道施設を計画的に更新していくための今泉配水区管路更新事業及び安全で効率的に施設を管理していくための水道管路管理システムの整備と水道遠方監視システムの更新を実施しています。

続きまして、三つ目の生き活きと働けるまちづくりであります。

一、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業により、遠方の勤務地に高速道路で通勤する方の費用及び身体的負担の軽減を図るとともに、短縮された通勤時間を有効に活用していくことで、ワークライフバランスの充実に繋げています。

一、日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」と「旧北陸線鉄道遺産」、重要伝統的建造物群保存地区に選定された「北国街道 今庄宿」及び重要文化的

景観に選定された「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」への誘客を拡大するために、協議会や地域住民と協働し、魅力ある観光地づくりに取り組んでいます。

一、山頂から日本海や白山連峰が一望でき、四季折々の大自然が楽しめる「今庄365スキー場」周辺の豊かな自然環境資源を最大限に活かしていくための、新たな活用方法に関する調査研究と基本構想の策定作業を進めています。

一、国重要文化財「中村家住宅」の一般公開に向け、国・県とともに大規模保存改修事業や公開活用事業を支援し、「河野北前船主通り」へのさらなる誘客拡大に向けた取り組みを進めています。

一、米価の下落など農業者を取り巻く厳しい情勢を鑑み、生産数量目安を遵守した担い手農家を対象に米の直接支払交付金を交付するとともに、担い手農家や集落営農組織が整備する農業用機械や園芸施設等に対する支援を実施しています。

一、本町の園芸振興及び道の駅「南えちぜん山海里」の活性化と相乗効果を図り、若手農業者を育成するため、隣接する1.1ヘクタールの農地でのイチゴ・ブドウ・ブルーベリーの体験農園施設整備を支援し、令和5年度中のオープンを目指します。

一、日本海に面した糠集落北側の斜面に水仙畑を復活させるため、糠集落との協力体制を構築し、越前水仙の文化的景観保存活用計画に基づき、落石防護柵等の整備に着手いたしました。

一、有害鳥獣から農作物等を守るため、捕獲頭数の強化に取り組むとともに、集落や個人が整備する電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の被害防止施設の資材費や設置費に対して支援を実施しています。

一、森林環境譲与税を活用して山際森林の現況調査や森林施業の意向調査を実施するとともに、木材産業の活性化を図るために、間伐材の搬出を促進する支援を実施しています。また、公共事業において町産材や県産材を積極的に活用し、木製品の利用促進に取り組んでいます。

一、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るために、漁港の機能保全計画書に基づき、河野漁港第3船揚場の断面修復工事を実施しています。

次に、四つ目の人と文化を育むまちづくりであります、

一、歴史と文化を継承するため、「国指定史跡 杣山城跡」や「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」、「今庄宿重要伝統的建造物群保存地区」、「重要文化財 中村家」、「名勝 おくのほそ道の風景地 湯尾峠」などの環境整備や保存修理を計画的に進めて、これらの文化遺産を有効に活用するための取り組みを実施しています。

一、青少年育成代継基金を活用した各学校で校区特有の資源を利用した管内小学校間での交流の実施、町の伝承料理や地場産品等を使用した山海里ふるさとランチ給食の実施等を通して、ふるさとに愛着を持つ人材を育成するふるさと教育を推進しています。

一、きめ細やかな教育と個々のニーズに応じた教育のより一層の充実を図るため、教員だけでなく、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー等を適切に配置し、児童生徒が気軽に相談できるよう、しっかりとした教育相談体制を構築しています。

一、若者の活躍の場を広げるとともに町内への定住促進を図ることを目的に、経済的理由により公的機関から奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業後、町に定住する意思を持った方を対象に、借り入れた奨学金の返還の一部を助成する制度を実施しています。

一、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、生涯スポーツの普及や指導者および競技団体の育成・充実を図り競技力の向上を図っています。また、春と秋にアプリを活用したウォーキングイベントやQRコードを活用して今庄宿内を探索するQR探検ウォークラリーを新たに実施しまして、生涯スポーツの振興による健康・体力づくりの取り組みを促進しています。

続いて、五つ目の住民主体のまちづくりであります、

一、住民自治の拠点として、今年度は金柏集会所を整備して集落の振興と活性化を図るため工事を進めています。

一、老若男女が共に学び合える生涯学習の充実に努めるとともに、まちづくり推進員や地域活動団体、社会教育団体等が協力し、公民館施設を拠点としたまちづくり活動の推進を図れるよう支援しています。

最後に、六つ目の効率的な行財政運営によるまちづくりであります、
一、厳しい財政状況の中において、多様化する住民ニーズに迅速に対応し、今後も良質な行政サービスを展開するために財政規模に応じた適正な行財政運営に取り組んでおり、健全化判断比率は良好な水準を維持しております。

一、地域での挑戦に取り組む学生を応援し、持続可能な活力ある地域づくりを推進するために、南越前町みらい創造活動推進事業に取り組んでいます。

一、町税の納付手続きの簡素化及び納税者の利便性の向上を図るとともに、収納率の向上及び収納事務の効率化のため、口座振替納付の推進を実施しています。

一、下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、下水道特別会計、農業集落排水特別会計、個別排水処理施設特別会計の3つの特別会計を令和5年度末に公営企業会計へ移行するための作業を進めています。

以上、令和4年度に取り組んでおります、「6つのまちづくり事業」の具体的な事業の進捗状況についてご説明申し上げました。

今後とも、より一層、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例議会に提案いたしました、各議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。補正予算に関するものが8件、条例の一部改正に関するものが3件、財産の取得に関するものが1件の合計12件であります。

最初に、議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第8号）であります、予算現額に5,558万円を追加し、予算総額を120億8,166万6千円にいたそうとするものであります。

また、債務負担行為補正では、中小企業支援緊急資金利子補給で、期間を令和4年度から令和10年度とし、限度額568万1千円を追加いたそうとするものであります。

地方債補正では、2事業で限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、庁舎や旧中学校の光熱水費に213万3千円の追加。

民生費では、身体障害者の補装具給付費及び相談支援給付費に245万7千円の追加。敬老会中止に伴う実施経費の不要額で702万2千円、介護保険特別会計繰出金で266万2千円の減額。老人保健施設特別会計繰出金に341万4千

円、保健福祉センターの燃料費に１６３万５千円、光熱水費に１７８万３千円、子ども・子育て支援金等の前年度清算による返還金に１９７万２千円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に４２２万４千円、国民健康保険今庄診療所特別会計繰出金に４３９万５千円の追加。

農林水産業費では、中山間集落農業支援事業補助金で６６０万８千円の減額。定置網災害復旧支援事業補助金に１２０万円の追加。

商工費では、中小企業支援緊急資金無利子貸付事業保証料に７２９万円、熱意ある創業者支援事業補助金に１５０万円の追加。産業物産フェアの中止に伴う開催補助金で７０４万５千円、はすまつり、今庄そばまつり、河野夏まつりの実績による経費の精算で４４０万３千円、街道浪漫・今庄宿の中止に伴う開催補助金で４６３万６千円の減額。レインボーパーク南条の樹木管理委託料に１２５万９千円の追加。

土木費では、下水道特別会計繰出金に３２３万７千円の追加。

教育費では、電気代高騰に伴う小学校の電気料で４１９万２千円、全国組織大会等出場補助金で１４９万７千円の追加。

災害復旧費では、河内奥野々線道路災害復旧工事設計および測量設計委託料に４，１７４万２千円の追加等であります。

また、一般会計全体で人件費の補正として６０８万１千円の減額であります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、障害者自立支援給付費各種負担金として２５７万２千円、道路災害復旧事業負担金として１，９８８万２千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として１２６万５千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として２９５万９千円の追加。

県支出金では、農地利用最適化交付金として１２５万７千円の追加。中山間集落農業支援事業補助金で４４０万５千円の減額。

繰越金では、純繰越金として８５３万円の追加。

町債では、緊急自然災害防止対策事業債として２５０万円、公共土木施設災害復旧事業債として１，９８０万円の追加等であります。

次に、議案第１００号 令和４年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）であります。予算現額に５９６万４千円を追加し、予算の総額を１０億９，２１４万４千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費では、一般被保険者療養費負担金として１７８万６千円の追加。

諸支出金では、今庄診療所特別会計繰出金として３３０万円の追加等であります。

歳入の主なものは、県支出金では、保険給付費普通交付金として１７８万６千円、保険給付費特別調整交付金として３７５万８千円の追加等であります。

議案第１０１号 令和４年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第４号）であります。予算現額に８１０万４千円を追加し、予算の総額を２億８，５８５万円にいたそうとするものであります。

地方債補正では、医療機械整備事業で限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、人件費の補正として２８４万２千円、診療所の光熱水費として１１０万円、消費税の中間納付分として１０８万５千円の追加。

医業費では、医療用消耗材料費で１３７万６千円の追加等であります。

歳入の主なものは、診療収入では、社会保険診療収入などの外来収入として２０９万６千円の追加。

繰入金では、一般会計繰入金として４３９万５千円、国民健康保険特別会計繰入金として３３０万円の追加。

繰越金では、純繰越金として１６１万３千円の追加。

町債では、医療機械整備事業で３３０万円の減額等であります。

次に、議案第１０２号 令和４年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第３号）であります。予算現額に４３万８千円を追加し、予算の総額を１億３５３万６千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費の補正として２６万円、光熱水費として１７万８千円の追加であり、歳入については、前年度繰越金として４３万８千円の追加であります。

次に、議案第１０３号 令和４年度農業集落排水特別会計補正予算（第３号）であります。予算現額に７万５千円を追加し、予算の総額を３億９，６３６万３千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費の補正として７万５千円の追加。

歳入については、一般会計繰入金として７万５千円の追加であります。

議案第１０４号 令和４年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第３号）であります。予算現額に４８９万７千円を追加し、予算の総額を１億８，１５８万円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費については、人件費の補正として１７１万２千円、燃料費として１４１万５千円、光熱水費として１２４万１千円の追加であります。

歳入については、施設介護サービス自己負担金収入として５２万９千円、一般会計繰入金として３４１万４千円、繰越金として９５万４千円の追加でありま

す。

次に、議案第１０５号 令和４年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第３号）であります。保険事業勘定の予算現額から２億２千５万７千円を減額し、予算総額を１億４千３万５千６百７千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費の補正で２億７千２万１千円の減額、介護保険料の精算還付金および返還金として４億６千４千円の追加。

歳入については、一般会計繰入金で２億７千２万１千円の減額、繰越金として４億６千４千円の追加であります。

また、介護サービス事業勘定については、予算総額に５万９千円を追加し、予算総額を１億１千万８千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費の補正として５万９千円の追加。

歳入については、一般会計繰入金として５万９千円の追加であります。

次に、議案第１０６号 令和４年度南越前町下水道特別会計補正予算（第２号）であります。予算現額に３億２千３万７千円を追加し、予算総額を２億６千１万５千３千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費の補正として３万３千円、光熱水費として３億２千４万４千円の追加。

歳入については、一般会計繰入金として３億２千３万７千円の追加であります。

以上、補正予算に関する議案８件についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第１０７号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等の所要の改正を行いたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第１０８号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、人事院の国家公務員の給与に関する勧告及び福井県人事委員会の県職員の給与に関する勧告が行われたことに伴い、南越前町の一般職及び特別職の職員についても、人事院勧告に準じた給料月額および勤勉手当の支給割合の改正を行いたいので今回提案いたすものであります。

続いて、議案第１０９号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、南越前町の常勤の特別職職員の期末手当との均衡を図るため、南越前町議会議員の期末手当の支給割合の改正を行いたいので、今回提案いたすものであります。

最後に、議案第 1 1 0 号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

この財産の取得につきましては、予定価格が 7 0 0 万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたしますものであります。

取得する物品は小中学校用大型提示装置で、契約の方法は指名競争入札で、取得金額は 3, 9 2 9 万 7, 5 0 0 円で、福井システムズ株式会社 代表取締役社長 向井邦彦と物品購入契約を締結いたそうとするものです。

以上、1 2 月定例議会に提案をいたしました 1 2 議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔 町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、提案理由の説明がありました議案第 9 9 号 令和 4 年度南越前町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 1 0 6 号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計補正予算（第 2 号）までの 8 議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 1 0 7 号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について から議案第 1 1 0 号 財産の取得についてまでの 4 議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第１６ 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第９９号 令和４年度南越前町一般会計補正予算（第８号）から議案第１０６号 令和４年度南越前町下水道特別会計補正予算（第２号）までの８議案及び議案第１０７号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてから議案第１１０号 財産の取得についてまでの４議案につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議案第９９号から議案第１０６号までの８議案及び議案第１０７号から議案第１１０号までの４議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

〔閉会 午前 １０時４７分〕

第 2 号 12月12日(月)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長 岩倉光弘		
副町長 北野徹		
総務課長 関根将人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長 野村和子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長 市村誠	建設整備課長	新海昌弘

(教育委員会)

教 育 長 上田康彦	事 務 局 長 中村勝典
------------	--------------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長 三原順子	書 記 川口弥生
--------------	----------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

開 議
〔開会 午前 10 時 00 分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（喜村喜代治君）日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて 1 議員 45 分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願いいたします。

一般質問は、高谷直樹君、谷口善治君、高橋宏介君、山本徹郎君、坪川伸理君、大浦和博君、加藤伊平君、山本 優君の 8 名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 災害復旧計画について

6 番 大浦和博君。

〔6 番（大浦和博君）登壇〕

○6 番（大浦和博君） 皆さん、おはようございます。大浦です。トップバッターとして、災害復旧計画につきまして質問させていただきます。一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

8 月の記録的な大雨による被災から 4 か月が経過いたしました。被災された皆様方に、改めて心からお見舞いを申し上げます。

被災発生からこれまで、多くのボランティアの方々をはじめ、自治体から多くの物資や義援金、さらには人道支援をいただきました。大変ありがたく、家屋等の土砂撤去等に関しましては想定以上に早く終わったと思われ、被災者の方々もボランティアの皆様々に心から感謝していると思います。

また、罹災証明手続におきましても、当町はスムーズに行われたのではないかと感じており、職員の皆様々に感謝申し上げたいと思います。

さて、今回の大規模災害は激甚災害と認定されましたが、これはあくまで国の災害認定事業の補助率が高くなるものであり、国の補助事業とならない小規模災害は

県・町の単独災害事業、その事業にも対象とならない被災箇所につきましては地区主体の山海里事業で復旧することとあります。

そこで、復旧計画について幾つか伺います。

まず、事業計画後について伺います。国の補助事業となる被災箇所の認定もおおむね終了していると聞いておりますが、現時点における復旧計画を可能な限り詳細にお伺いいたします。また、報道等でもありましたが、県管理の河川護岸復旧で、一部の地域では輪中堤を計画、検討するとありました。協議は進行しているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの大浦議員の災害復旧計画の事業計画についてお答えをいたします。

町が実施をいたしますインフラ及びライフラインに関する災害復旧事業は国の4つの省庁にわたります。まず国交省の所管分の災害査定状況ですが、道路が30件、橋梁が2件、河川が6件、堆積土砂排除が5件、合計43件であります。未査定のものを含めた事業の申請額は16億8,900万円に上ります。農林省所管分は農業集落排水施設が3件、事業の申請額は6,900万円であります。営農飲雑用水施設1件、事業申請額は3億8,600万円であります。厚生労働省の所管分は査定の時期がまだ決定されておりませんが、査定件数が2件、被害額が2,700万円あります。環境省の所管分は、災害等廃棄物処理事業が1件、事業申請額は2億円あります。全体では約23億円の事業費が見込まれております。

道路、河川等の全部と農業集落排水施設及び営農飲雑用水施設の復旧工事の一部を今年度内に発注しますが、何分、短期間に多数の工事を発注することと降雪期を見込みますと、大半を次年度に繰越しをし、次年度中に完成するということが想定されます。農業集落排水施設と営農飲雑用水施設の一部工事については、福井県におきまして実施をします復旧工事の進捗を踏まえて次年度において工事を発注する計画であります。水道施設は厚生労働省の災害査定を受け次第、工事を発注します。

また、福井県が実施をしますインフラに関する災害復旧事業ですが、現時点での見込みとして河川が19件、砂防が35件、道路及び橋梁32件の86件であり、未査定のものを含めた事業申請額は約82億円ということとあります。

次に、福井県において実施計画をしておりますこの一級河川、鹿蒜川における輪中堤であります。気候変動による水災害の頻発化そして激甚化を踏まえまして、

国交省が今年度から河川の流域全体でこの水害を軽減する流域治水型の原形復旧の一つとして災害復旧事業として採択できることといたしました。

河川から水があふれないように堤防をかさ上げる今までの、従来の方法とは違いまして、集落を土の堤防で囲むこの輪中堤を整備することによりまして、この鹿蒜川流域で今年の８月のような大雨が発生した場合に、集落内の家屋への浸水を防御するものであります。

現在までに丹南土木事務所におきまして、南今庄、そしてまた下新道、上新道の集落に対する説明会が開催されておりまして、整備に対する理解を求めているところであります。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○６番（大浦和博君） 今、お聞きしました復旧工事件数、また復旧総額は１００億円を優に超えるということ、そして山海里事業等もありますので、今回の被災規模の大きさを実感しているところです。

また、輪中堤ですが、本来、災害復旧は現状に復旧するものであり、地区住民の多くの方は元に戻してくれればいいと思っているのではないかと考えております。しかし、施設管理者が現状復旧では住民の方々の生命、財産を守れないということで、輪中堤を提案しているのも理解できます。

今回のワールドカップ、森保監督は「新しい景色」を旗印に、日本初の８強を目指して戦ってきました。その目指す「新しい景色」とは少し違いますが、輪中堤にすれば景色が見えなくなるのではないかと危惧します。生命、財産を守るため仕方ないのであるならば、せめて景色を良くする。例えば四季折々の花を植栽し、地域住民の方々が安らげる新しい景色をつくるよう提言していただきたいと思います。

次に、緊急集落要望対応についてお伺いいたします。

いただいたこの資料、これを数えますと、県要望件数が１１８件、町実施が２６３件、山海里事業での復旧する箇所は１６３件、地元対応が３２件、次年度以降検討が１７件の計５９３件ありました。

そこでお伺いしますが、県要望箇所は全て採択されたのか。町が実施する工事の完成年度別の箇所数はどれだけか。山海里事業はどのような類が対象なのか、また、実施期間、事業費の制限はあるのか。地元対応とは軽微なためで補助はないのか。次年度以降検討とはどのようなことなのか。

以上、幾つかお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 福井県に要望いたしました災害復旧事業のうち、治山事業につきましては県のほうが優先順位を決め、来年度以降順次実施する予定になってございます。また、道路、河川及び砂防の改修事業につきましては、現在、福井県丹南土木事務所と調整中でございます。

また、町が事業主体となり実施する災害復旧事業のうち、道路、河川、農地、林道等に係ります年度内に発注する工事は396か所でございます。その割合は施工予定の工事の8割以上になってございます。

次に、山海里集落支援事業災害復旧対策補助金につきましては、被災施設のうち、集落が管理されております集会所、区道、生活用水等の復旧に要する経費の原則95%相当額を補助するものでございます。1か所当たりの事業費の上限は200万円とさせていただき、本年度を含め3か年度を事業期間としております。

集落要望のご回答の中に地元対応としました事業につきましては、個人の所有地におけます樹木の除去、また単に宅内の清掃にかかるなど軽微な作業で公益性が著しく低い事業というもので判断させていただきまして、補助制度はございません。

また、次年度以降の検討といいますのは、道路、河川にかかります現地を確認させていただいた結果、緊急性を要しないもの、また損傷等の原因が災害によるものではないと判断させていただいたものでございます。実施する場合は、また改めて集落でご協議いただき、次年度以降にご要望いただきたいと考えてございます。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 地元対応、また次年度以降検討の趣旨は分かりました。

そこで改めて山海里事業を確認いたしますと、1か所当たりの事業費は上限200万円であります。実施期間は本年度を含め3か年、今回申請した工事箇所が今年度残った場合は、新たな要望と同様、令和5年度で申請しなければならないということです。

また、答弁にありませんでしたが、来年度を含めた2か年のうち今回要望していない箇所、いわゆる見落としにおいても町が災害と認めた場合、95%相当の補助となるということをお聞きしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） よろしく申し上げます。

次の質問です。町管理河川復旧についてお伺いいたします。

被災した鹿蒜川、河野川の上流部は普通河川となり、町が管理となっております。町管理の河川復旧は当然町が実施すると思いますが、工事内容及び工期をお伺いいたします。また、今後の対応として、上流部に県が実施する砂防堰堤等の計画はしないのか、お伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 新海建設整備課長。

○建設整備課長（新海昌弘君） 町が管理します鹿蒜川の区間は、上新道と大桐の間にあります、災害により落橋しました大桐1号橋付近から上流となります。ですが砂防指定を受けているということから、傷んだ護岸等の構造物の復旧は福井県において行われます。あわせて、河川断面で3割を超える埋塞土砂がある範囲は、災害復旧事業として既に本町と福井県において浚渫工事を発注してございます。現在、浚渫した土砂につきましては、地域住民のご理解の下、水田に仮置きさせていただくことで、浚渫工事自体は年内に完了する予定でございます。

続いて、町が管理する河野川の区間は、桜橋から上流となります。こちらも砂防指定を受けていることから、傷んだ護岸等の構造物の復旧は福井県が行い、川沿いの町道河内奥野々線の被災しました道路は町において工事を実施していくことになります。河野川の最も上側に位置する住家1軒が今回の災害により全壊となりましたが、そこからさらに上流についても河川、道路ともに広範囲にわたり被災しており、今月中の災害査定に向け事務を進めているところです。これらの工事は、査定後速やかに工事発注を行います。工事は次年度に繰り越されることになります。

また、河川の支線上流への砂防等の施設整備につきましては、現在、福井県において、被災原因や8月の大雨と同等の雨量があった場合の水の流下解析結果等を踏まえ、検討がなされている状況と聞いております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 今答弁をいただきましたが、河野川の上流部に全壊した住宅があります。しかし、そこへ行くためには道路を復旧しなければいけません。行けなければ住宅の復興もできないので、よろしくお願いをいたします。

また、浚渫工事は年内に完了するという事で、少し次の質問とずれがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。河川組合対応についてです。

一級河川の日野川の管理は、支川を含めて日野川漁業協同組合であり、アユ釣り等の遊漁については鹿蒜川の復旧が大きく左右します。アユをはじめ他の稚魚を放流しても、工事に伴う濁り等で成長の遅れや生息自体が危ぶまれるのではないかと危惧します。

また、単独河川である二級河川の河野川は河野川漁業協同組合管理です。河野川においても護岸の損失や以前の河床ではなく、山からの土砂で全てが浅くなっており、日野川と同様に、稚魚を放流しても生育が危ぶまれます。

例えば河野川に稚魚を放流しても、河床を浚渫しなければ魚の生息場が制限されると思われ、浚渫を含めた復旧計画を河川組合と協議し理解を得ているのか。また、大雨により多くの魚、ほとんど魚がいなくなったと思われ、放流の増量が必要と思われませんが、組合に対する復興支援はあるのかをお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）今回の大雨災害により、一級河川日野川をはじめ、町内のあらゆる河川で甚大な被害を受けていることは承知しております。

河野川については、河野川漁業協同組合が稚アユやヤマメを放流し、長年釣り客に親しまれておりましたが、大浦議員ご指摘のとおり、今回の災害によって、土砂の堆積、魚道の崩壊等により、稚魚の生育あるいは魚の生息自体が危ぶまれています。

河川の浚渫、護岸や魚道の復旧、さらには源流となる山の治山工事など、稚魚の生育環境の復元には一定の年月がかかりますが、県や河川組合など関係機関と連携して、一日も早い復旧・復興を目指してまいります。

また、組合に対する支援につきましては、当面、県の内水面災害特別支援事業及び町の内水面漁業協同組合運営事業費補助金を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）はい、分かりました。河野川の浚渫ですが、赤萩地区の町道融雪は河野川からの水を利用しております。その集水枡が土砂で埋もれたため、周

辺の一部の土砂を横に仮置きしてありますが、かなりの土量です。川全体ではどれだけあるのか想像できかねます。川幅が狭い河野川の欠点であり、それだけ浅くなっているのです、大雨による氾濫が心配されます。

浚渫工事は年内に完了すると先ほど答弁がありました。赤萩集落から河口までかなりの距離があり、全て堆積していると感じておりますが、どこをどれだけ浚渫するのか分かりませんが、私としては、浚渫の時期は非常に難しいと認識しております。3月下旬から4月に天然アユが遡上し始め、4月の下旬から5月にかけて稚魚を放流し、それ以降10月まで遊漁が始まります。その後はサケやサクラマス等の遡上や産卵のため、浚渫はできないと思います。すなわち、稚魚を放流する前に浚渫を実施しないと今後できないのではないかと思います。

さらに、被災後、少量の雨でも河川の濁りが発生しますので、その原因を究明し対応していただきたい。河川の濁りは海面漁業にも影響をいたしますので、県当局とよく協議をしていただきたいと思います。

今回の大災害、全部の復旧は数年かかると思っておりますが、少しでも早い完全復旧をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. ヤングケアラーについて

2番 谷口善治君。

〔2番（谷口善治君）登壇〕

○2番（谷口善治君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は、今回、選挙公約に「福祉政策の充実と継続に力を注ぎます」と上げさせていただいております。その観点から、今回、ヤングケアラーについてご質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番目に、町における認識について。

ここ近年、テレビ番組、新聞報道、また国会等において、ヤングケアラーについて耳にすることが多くなっております。

ヤングケアラーは法律上の定義はありませんが、現在一般的に定義されていることを上げさせていただきます。

ヤングケアラーとは、病気や障害のある家族、親族の介護、面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育が受けられないとか、同世代との人間関係を満足に構築できなかった子供たちのこととしている。また、大人が担うようなケア責任を引き受

け、家族の世話全般、家事や介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供としておりますが、ここ近年、これが20歳ぐらいまでにも上がっているようでございます。

その子供がケアしている者は、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母、兄弟姉妹の親族であるとされております。

本年の7月7日、日本経済新聞に「国の実態調査によると、小中高生の4～6%が該当する可能性が判明した」とございました。南越前町におけるヤングケアラーの認識をお聞きしたい。

2番目に、これまでの対処及び現状について。

次に、私の経験をお話しさせていただくと、母親が病気で寝たきり状態でありましたので、小学校の頃から兄と2人で、父親が仕事で家を空けていないときに、母の食事の買物、準備、世話、入浴介助やトイレの介助、家事全般をこなしておりました。その頃には「ヤングケアラー」という言葉もなく、母の面倒を見るのが当たり前だと思っていました。

また、事業を営んでいるため、従業員や近所の人たちがお手伝いをしていただき大変助かったことを覚えております。しかし、当時の私は、このようなことがヤングケアラーだと認識しておりませんでした。

なお、2019年、民間事業所の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、自分がヤングケアラーと「認識していない」が44.5%、「分からない」が41.1%、約8割以上の方が認識していないということでした。

このような調査状況を基にした考えから、南越前町及び教育委員会としては現状をどう捉えていらっしゃるか、また、どう対処してきたかをお聞きしたい。

3番目、これからの展望について。

親が恥ずかしいから知られたくないとか、子供たちが大好きな家族のために当たり前だと思ってなかなか表に出しにくいなど、デリケートな問題で難しいとは思いますが、8月1日の福井新聞に、厚生労働省が対応部門の役所内縦割りで連携不足を解消する必要があるとされています。

南越前町においても、教育委員会、保健福祉課等関係部署において、ヤングケアラーについての連携が非常に必要だと思っております。これからの展望をお聞きします。

よろしく願います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの谷口議員の、ヤングケアラーについての町における認識についてお答えをいたします。

議員ご指摘の実態調査につきましては、令和２年度に国が実施をいたしまして、福井県では令和３年度に中学２年生と高校２年生を対象に実施されております。その結果、「世話をしている家族がいる」と回答した生徒が県内で７２名、率にして４．４％いましたが、その中には南越前町の子供たちは含まれておりませんでした。

ヤングケアラーは、年齢に見合った手伝いの範囲を超えて、本来は大人が担うべき家事や家族の世話を日常的にしている１８歳未満の子供をヤングケアラーと認識をいたしております。家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、町や学校等での現状把握というのが非常に困難な状況ではあります。しかしながら、子供に過度な負担が続くと、心身の不調、そしてまた学習面での遅れ、進学、就職など、子供の将来にも深刻な影響を及ぼすというおそれがあります。

国は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げまして、一つに早期発見・把握、一つに支援策の推進、一つに社会的認知度の向上、この三本柱に今年度から３か年、集中的に取り組むとしております。

町といたしましても、子供の心身の健やかな成長のために、関係機関が連携をし、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に向け取り組んでいく必要があると思っております。

なお、これまでの対処と現状、今後の展望につきましては、担当課長及び教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君）坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君）議員ご指摘のとおり、当事者の子供は、ヤングケアラーであるとの自覚がないケースがほとんどであることが想定されます。周囲の大人の気づきが早期発見と支援への鍵となるため、町では、今年１１月号の広報紙にヤングケアラーについて掲載し、ケーブルテレビでも周知させていただいております。

ヤングケアラーに限らず、気がかりなケースについては、保健福祉課と学校・保育関係者、教育委員会事務局等でケース会議を行ったり、町が設置します要保護児童対策地域協議会において情報共有し、対応を協議しております。また、地域の中でそのご家庭が孤立することがないように、地区の民生委員、主任児童委員の方々とも連携し、声かけや見守りをお願いしております。

地域包括支援センターにおいては、在宅支援を行うケアマネジャーに対し、介護

負担チェックシートを用いて介護負担を把握するよう周知しております。今後は、ヤングケアラーに関する認知度を高める研修会等により、支援を必要としている方の早期発見に努め、必要なサービスにつなげてまいります。

ヤングケアラーには、経済的問題や保護者の養育能力、心身の障害など、様々な問題を複合的に抱えている場合が多いため、今後も保健福祉課が相談窓口となって関係機関と調整し、適切な支援につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 教育委員会といたしましては、学校内で定期的に教育相談週間を設定するなど、きめ細かな相談体制を整えるとともに、校内研修等を通してヤングケアラーに対する正しい知識、理解を深めながら、担任だけでなく学校全体で子供たちの様々な声に耳を傾け、ヤングケアラーの早期発見、心身の健康状態の把握等に努めるよう指導してまいります。

また、小中学校との情報共有をより一層深め、気がかりな子供たちが確認された場合には、今年度新たに教育委員会事務局に設置しました南越前町教育支援センターにおいて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と連携しながら、個に応じた支援ができるように努めてまいります。

さらに、教育委員会事務局と保健福祉課等関係部署において、実務者会議、個別ケース会議等を行って密に情報共有するとともに、福祉、介護、医療、教育等様々な関係機関との連携強化を図りながら、早期発見と適切な支援への体制構築に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 谷口善治君。

○2番（谷口善治君） ありがとうございます。

ヤングケアラー、いつなるか、それはまたこれから先も、今のところないようにお伺いしておりますが、私の耳には1件あるような形で耳にしている部分もあったりするので、今ご答弁いただきましたように、早期に発見していただき、早期に援助していただけるような形を取っていただけると大変ありがたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて谷口善治君の質問を終わります。

次に、

1. 風力発電事業について

5 番 坪川伸理君。

〔5 番（坪川伸理君）登壇〕

○5 番（坪川伸理君）6 月一般質問に引き続いて、風力発電事業についてお伺いしたいと思っています。

さきに質問書を提出させていただいておりますけれども、やはりこの町内、今計画されている3つの事業、これを完成させたくないという思いで私は今この場におりますので、皆さんにもご理解の上、お聞きいただきたいと思います。

余呉南越前第一・第二ウィンドファーム、この環境アセスが終わって住民説明会が5月にあって、その中で質問させていただいた中には、気候変動についてどう考えているかと、非常にこの気候変動著しい中、大雨のときにどうするかということ聞いたのですが、その後、8月の大水害となってしまいました。まさしく懸念していたことが現実となってしまったように感じています。もし風力発電事業を進めた場合、今回の荒井での500ミリ、恐らくこれが、風力発電事業を進めて完成した後の自然を考えると、半分の250ミリや300ミリ弱の雨でも土砂災害におびえて暮らさなきやいけなくなる、そう考えています。

ある化粧品のCMでも出てくるような三重県の青山高原、ここには91基あります。そういった高原地帯でも、大雨で崩壊した土砂が道路を寸断した、そしてその濁水により上水道、飲み水が停止に追い込まれたということもあります。ですが、業者のほうは、規格どおりの工事をしているので責任はないということです。

ですが、当町のこの山々と違って緩やかな高原地帯でさえそういう災害が発生することがもう既に起きていますので、当町の急峻な山、そこに大きな作業道を造ってプロペラを運んだところで、その道が今度川となって、青山高原以上の土砂災害、最悪は人命にも関わる事態になるということが十分危惧されます。また、それは農業や河川の内水面漁業、そういったところにも、もしかすると壊滅的な影響を与える可能性も考えられます。

この青山高原、当然、環境アセスでクマタカ等の調査をした上で建設しているはずなのですが、クマタカが全くいなくなってしまう。営巣地から離れて設置しているにもかかわらず、いなくなってしまう。この町内でも希少な生物が確認されておりますので、そこからは離すということを聞いておりますけれども、幾ら離れたところで、やはりいなくなってしまう。それは希少生物の新たな、卵からふ化するひなたちがすむ場所がなくなってしまう。親がすんでいるところには一緒にすめま

せんから自然と、今の場所から離れたところで将来的には結局鳥もすまない山をつくってしまうことになります。

獣害に関しても各地で増えているそうです。風力発電所を建てたその周辺には、伐採した木の代わりに植生を施して、ある程度の緑は植えてあります。夏場は動物たちはそれを食べてあまり下りてこないそうですけれども、餌がない秋から冬は、やはり里に下りてきて食い荒らす、そういった事例が報告されていますし、伊豆半島のほうでは、下りてきたイノシシが以前よりも凶暴化しているんじゃないかということも言われています。その凶暴化している要因が、風力発電による低周波、また重低音、そういったものが心身に影響を与えているのではないかということも言われています。

もしこの風力発電事業が一事業でも完成した暁には、当町で、今以上の獣害被害が拡大することを懸念しています。当然それなりの植生をするんでしょうけれども、やはり今、動物たちがこの平場での餌場をもう見つけている以上、広がることはあっても山にとどめておくことは難しいと思っています。その生息場所を奪うこと、それが一番は自然破壊だと思います。

また、6月にもお聞きしましたがけれども、健康被害についても、これは日本だけではなくて、ヨーロッパ各国、オーストラリア等の風力先進国からも同じように上がってきています。

日本である事例挙げますと、和歌山県の由良町の当時70歳の女性は、風力発電の設備から1.3キロ離れているところにお住まいだったようです。1.3キロというと、今の環境アセスで説明対象外地域なんです。にもかかわらず毎晩毎晩音を聞いていて、特に体がつらいときは、さらに数キロ離れたコンビニの駐車場まで車で走って、車の中で寝ていたという事例が報告されております。

また、オーストラリアのウォータールーという町がありますが、ここには定格出力3,000キロワットの風車が37基設置された後に、周辺3キロの住民が皆引っ越してゴーストタウンになったという報告も上がっています。

現在、3つの事業が当町の中で進んでいます、この3つの事業全て完成した暁には37基どころじゃないです。多少当初の計画より減らしているとは思いますが、約80基相当の風車が当町を囲むような形になります。単純に考えれば、人が住めない町になりかねない、出てった人が帰ってこない。それは通常の過疎ではなくて人工的に人を追い出している形になるので、そういう町にはしてほしくないと思っています。

また、健康被害の症状いろいろありますが、睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、いらいら、集中力や記憶力の異常、それから体の内部が既に揺れているような感じ、船酔いみたいな感じだそうです、これがヨーロッパを中心に27か国

から報告が上がっております。

この風力発電による健康被害、これはヨーロッパのほうではもう名前がついてまして、「心臓音響病」ですとか「慢性騒音外傷」「風力発電機症候群」等の病名があるそうです。このため、ヨーロッパ各国は、風力発電事業から人の住むところまでは23キロから40キロ離すような政策に変わってきています。洋上風力であっても同じです。

また、この症候群、当然まだ日本では病名らしい病名も、そして治療法も確立はされておられませんので、その因果関係も含めて我が国の場合は証明されてないからということで、何ら、通常の対症療法しかできない。その中で住民が苦しんでいく姿を私たちは見たくないと思っています。

特に、この風車による重低音、低周波音、若者よりも老人のほうの方がより敏感に反応するようです。難聴の方であっても、耳で聞くのではなくて、恐らく体がその音を聞いているような状態になると報告されています。

「山の上にあるから、あまり関係ないだろう」と言う方もいらっしゃいますけれども、山頂部に風車を造ることで、より遠くに届きます。そして山々に反射した音が時間差で届きます。また、空にある雲にも音は反射して下へ落ちてきます。古い家ですと柱ごと震えているという話も耳にしたことがあります。それがずっと、プロペラが回っている間は一日中鳴っていると、そういう話も耳にしておりますけれども、環境的、人間、そして動物に対しての身体的・精神的影響はかなり大きいのではないかなと。因果関係がないから証明されてないと言えればそれまでですけども、因果関係がはっきりしなくても具合が悪くなることって多々あるわけですよ。そういった患者をつくり出さない政策を、つくり出さない環境を求めていきたいと思っています。

今、いろいろ事例もお話しさせていただきましたけれども、ほかにも検索するだけでいろいろ記事も出てきます。ただ単に一反対派が感情で説明しているのではなくて、北海道では環境工学の先生が、またヨーロッパからでもこういった病名がつくほどの論文が出てきています。こういった事例を踏まえた上で、この事業をまだ進めるおつもりなのか、また、町として造らせないという判断をいまだされないのか、お伺いしたいと思っています。

また、聞いたところによりますと、栃ノ木峠近辺では今、正式な工事認可前に既に重機を入れてブナを伐採していると聞いていますし、その写真も見せていただきました。認可前の準備工事は、これは違法ではないのでしょうか。また、合法でしたら、一体どの法律を基にしてこういった業者が作業しているのか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの坪川議員の風力発電事業についてお答えをいたします。

風力発電事業による環境への影響評価につきましては、環境省で定められた環境アセスメントの手續に基づき進められております。

低周波音などによる獣の凶暴化や国外における健康被害については、風力発電との直接的な因果関係があるとは証明されておりませんが、町としては、獣害の増加や住民への健康被害、また産業への悪影響など、地域や住民にとって不利益となる施設の建設を認めることはありません。現在、再生可能エネルギーの推進の必要性を認識しつつ、住民の方々の様々な立場からのいろんなご意見を拝聴している段階であります。

ご指摘の栃ノ木峠の付近の滋賀県の長浜市管内で施工されている余呉南越前第一・第二ウィンドファームの作業道の延伸工事は、森林法で定められている伐採及び伐採後の造林の届出等に基づき、事業者から長浜市に届出されたものであります。しかしながら、伐採等の行為が県境で行われていることから、事業者の行為を注視するとともに、長浜市をはじめ両県との情報の共有に努めております。

詳細につきましては、担当課長のほうから報告をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 事業者から長浜市に届出されました伐採及び伐採後の造林の届出等の目的につきましては、事業者が設置しております風況観測塔の管理、また、計画されている風車設置箇所地の地盤調査であると聞いております。

作業内容につきましては、長浜市中河内自治会が所有いたします森林の中にあります風況観測塔まで、幅員3メートル、延長3,000メートルの作業道を整備するものでございます。樹木の伐採の幅につきましては、作業道に路側両側各1メートル加え5メートルとなると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。

6月にいただいたご答弁より一歩前進したご答弁いただいたと理解しております。

す。また、このブナ林の伐採につきましても、もちろん県境でもありますし、水源涵養保安林の範囲内だとは思いますが、長浜市、滋賀県と連携して、違法な部分がないようしっかり継続して監視していただきたいと思います。また、今月27日には当町の環境審議会がございますので、またその審議会、傍聴させていただきながら、今後について注視していきたいと思っております。

あわせて申し上げますけれども、本当に見た目は自然エネルギーでいいと言われる風力ですけれども、自然環境を破壊してまで造るものなのかというのが最大の疑問ですし、やはりこの当町の自然、恵まれた自然を生かした再生可能エネルギーであるべきだと思います。

ある県内のトップの建設業者の方が、水力を利用した発電ができないかということで、結構県内各地の消火栓を調査に回っております。そういったところと連携していければ、当町にとっての再生可能エネルギー、そしてそれが人間や動物に影響を与えない再生可能エネルギーのある町として踏み出せるのではないかなと考えておりますので、今後とも、いろんな情報の中でこの町に人が住み続ける町である、それを願っております。その点、今後も引き続き質問させていただくことになるかと思っておりますけれども、またその際にはご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ありがとうございます。

私、といいますか、町としてのスタンスというのは、以前からお話ししていますように、再生可能エネルギーというのは国策であって、やはりカーボンニュートラル、CO₂を削減するために必要だということで、やっぱり町としても議論が必要だということで今の段階に来ていると思っております。

そういう中で、やはり私も坪川議員と同様に、事業者の説明不足といいますか、地域住民の方々が不安視する質問に対しての誠意ある、そしてまた不安を解消するような回答がなされていないというのも実際としてありますので、今後とも、やっぱり町としても近々な判断はすべきだと思います。その上で、住民の方々のいろんなご意見、そしてまた議会の方々のご意見も頂戴しながら、しっかり町として最終的な判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて坪川伸理君の質問を終わります。

暫時休憩します。 11時10分から始めます。

休	憩
〔休憩 午前 11時01分〕	
〔再開 午前 11時10分〕	
再	開

○議長（喜村喜代治君） 会議を再開します。

次に、

1. 風力発電所について

9番 加藤伊平君。

〔9番（加藤伊平君）登壇〕

○9番（加藤伊平君） 風力発電が続きますが、それだけ町民の皆さんも関心も強いということなので、よろしくお願いをいたします。

町内で計画されている3つの風力発電所のうち、（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業については環境影響評価の手続が最も進んでいて、その準備書の要件である住民説明会が5月24日に開催され、県の審議会も7月14日に開かれました。しかし、その2か月半後の8月初めに今庄で2日間で426ミリという大雨が降り、町内で甚大な被害が出ました。風力発電所につきましてはこれまでこの場でも何度か質疑が行われていますが、このことを踏まえ、改めてお尋ねをいたします。

この事業では、高さ188メートルの風車が長浜市との県境に39基建設されます。発電機は約400平米のコンクリートの基礎の上に建設されるということで、搬入、管理のための道路の山腹掘削も必要で、森林を伐採する区域は全部で57ヘクタールとのことです。このことによる山林の保水力、水を保つ力は減少しますが、環境影響評価には降雨による土砂流出対策の項目はありません。

降水量の予測について、事業者は設計基準とだけ言っていました。沈砂池を造るようですが、濁り水対策のもののように、宅地開発の調整池とは異なります。

5月の説明会でも水害対策の質問が一番多く出ていましたが、十分な回答はなく、参加されていた町民の皆さんも納得できずに不安を持ったまま終わったのではないかと思います。

今回の大雨では、地球規模の気候変動で集中豪雨が増えているのが、まさに私た

ちの身近なところに起きたわけであります。風力発電による自然環境の変化がなくても土砂流出、洪水があり、これだけの被害が出たわけで、風力発電による自然の変化があった場合どうなるのか、地元の人は改めて大きな不安を抱え、反対の意見も出ております。議会でも今年3月の特別委員会で、自然環境の破壊及び水源涵養林の伐採による土砂災害に不安があると指摘をしております。

町長は、今回の大雨災害前の事業者の環境影響評価に対して町環境審議会の諮問を経て、「開発行為による災害防止に努めること」と知事に意見を述べておりますが、今回の大雨被害を経験して、これまでと同じような考えでいいのか、住民の被害対策の最前線に立ってきた立場として、環境審議会とは別の判断もあるのでないか、お尋ねをいたします。

次の再生可能エネルギーについての質問であります。

かねて町長は「再生可能エネルギーは必要」と言っております。燃料の多くを海外に頼っている我が国では、再生可能エネルギーは、カーボンゼロだけでなく自前の燃料調達の考えからも非常に大切だとは思います。

再生可能エネルギーは、今回問題になっている風力発電だけではなく、ほかの方法もあります。当町でもかつては、町民の建物の太陽光発電に補助をしていました。

敦賀市や坂井市、越前市のように、行政の施設を利用して民間と共同した独自の再生可能エネルギー普及施策に取り組んでいる市もあります。本町もそのように取り組むお考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの加藤議員の風力発電所についてお答えをいたします。まず、1点目の大雨被害を受けての風力発電所建設の考え方についてお答えをいたします。

町内で計画されております風力発電事業については、ご指摘のとおり、今年の8月の大雨災害におきまして、町民の皆様の自然環境の開発行為による災害発生への懸念が一層高まっております。

風力発電事業が推進されることによって町民の皆さんの安全な生活を脅かすような行為は、絶対に容認できません。既に町は事業者に対しまして、土石流対策を含め住民の皆さんの不安に対する明確な説明と誠意ある回答を求めています。

現在最も手続が進んでおります（仮称）余呉南越前ウィンドファーム発電事業の影響地域であります堺地区でありますけれども、堺地区では、地域の住民の皆さんが主体となりまして、風力発電事業に関する地元の意見を取りまとめる地区協議会

が近々設立される予定と聞いております。

今後、地区の協議会や南越前町の環境審議会における活発な議論や多様な意見を真摯に受け止めて、町として適正な方向性を導いていきたいと思っております。

次に、2点目の町独自の再生可能エネルギー普及施策についてお答えをいたします。

枯渇せず、CO₂を排出させないという特徴を持つ再生可能エネルギー事業は、将来のために進めるべき重要な政策であると深く認識をいたしております。また、再生可能エネルギーは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどが有望かつ多様でありまして、重要な低炭素の国産エネルギーとされております。

本町における再生可能エネルギーの推進に当たっては、地形や地域の特性などを鑑み、その優位性を最大限に発揮できる発電方法を見いだすための議論が必要であります。

町内におきましても既に、企業における小水力発電や、一般住宅や公共施設におけます太陽光発電が進んでおります。

今後、蓄電設備の設置など、発電した電力を有効に活用できる方法などについても、企業と共同し、国や県の協力を仰ぎながら、さらなる二酸化炭素削減に資する施策について積極的に取り組んでまいりたいと思います。

詳細につきましては、担当課長より回答させていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） まず、1点目の大雨被害を受けて風力発電所建設の考え方についてのご答弁をさせていただきます。

町内で計画されている3つの風力発電事業のうち（仮称）余呉南越前ウィンドファーム発電事業につきましては、去る11月21日に、福井県知事に対しまして事業者から環境影響評価準備書についての意見の概要と見解が提出されております。

これを受けまして、福井県知事より南越前町長に対しまして、環境保全の見地からの意見を求める照会がございました。

12月下旬に南越前町環境審議会に諮問する予定でございます。町の環境審議会におきまして活発な議論を展開していただき、そのご意見を答申していただくことになってございます。

2点目の町独自の再生可能エネルギー普及施策についてでございますが、県内市町におけます再生可能エネルギーの取組の事例といたしまして、お話がありましたように、敦賀市では、家庭などで発電した電力を公共施設に利用する再エネ地産地消プロジェクト、また坂井市では、コンビニチェーンへの電力の安定供給を目的と

いたしましたメガソーラー発電所の建設、越前市では、太陽光発電に取り組む事業者へ公共施設の屋根などを貸し付けるなど、自治体と民間が共同して太陽光発電の普及に取り組んでございます。

本町におきましても、再生可能エネルギーの取組につきましては、公共施設へのソーラーパネルの設置をはじめとして、また小水力発電施設の誘致などに取り組んでいるところでございます。

今後は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの制度を活用させていただきながら、本町の地形や地域の特性を生かした、人と自然に優しい安全な再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 加藤伊平君。

○9番（加藤伊平君） 今月末の環境審議会には私も傍聴の申込みをしているところありますが、科学的な根拠と違って、地元の人は、地形とか自然とかによってそれぞれ違って、自分のところのそういうものを踏まえた不安、心配があるわけですので、やっぱりそういうものを聞いている我々の意見等も踏まえながら、町長はご判断をいただきたいと思います。

我々もまた特別委員会等で議論していきますけれども、よろしくをお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 住宅整備について

4番 山本徹郎君。

〔4番（山本徹郎君）登壇〕

○4番（山本徹郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問の前に、8月の大雨災害におきまして被災された町民の皆様、大変お見舞い申し上げたいと思います。

それでは、質問にさせていただきますけれども、今回は町内の住宅整備についてご質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、これから本年度以降の、今後の住宅整備についてお伺いをいたします。

町の第2次総合計画が現在、後期基本計画、2020年から2024年の期間に入っております。町では、計画に沿って順調に町営住宅の建設や個別住宅への宅地造成を行っており、予定された宅地は全て契約に至っております。また、今年度も河野地区において丸山団地2区画の計画があると伺っております。順調に入居されることを期待しております。

さて、今回お伺いしたいのは、来年度以降の計画についてです。

町では、町有地や既存の住宅団地での造成を主に整備を行ってきました。需要のある立地、いわゆるニーズに合う土地への造成予定はあるのか、なければどうする予定なのかをお伺いします。

続けて、2つ目に行きます。住宅団地計画についてお伺いをします。

私の聞く限り、東大道で現在建設が進んでいる10区画の宅地購入者の中には、町外から地元に戻られる方々もいると聞いております。本町の若年層を対象とした移住・定住政策や子育ての政策は、他の市町には引けを取りません。

しかし、現在の住宅整備事業は単年度ごとの実施であり、次回の実施予定も分からない状況でございます。一旦公表されると応募が殺到すると、いわゆるオーバーフローしてしまうというような状況でございます。

社会資本整備総合交付金を活用し大規模な住宅団地の整備を行い、町外から多くの移住、定住を受け入れられる環境整備を行ってはいかがかとお伺いをいたします。

3つ目、地域優良賃貸住宅整備事業についてお伺いをします。

これは平成18年に住生活基本法が成立し、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等への住宅の供給促進が位置づけられましたが、既存する公営住宅だけでは不足しています。そこで、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などを重点対象とし、必要な基準を満たした賃貸住宅を民間事業者などが建設する際に、建設や家賃の低廉化に必要となる資金の一部を社会資本整備総合交付金や各種補助金にて助成をしますと明記されております。

本町も地域住宅計画福井県地域（第4期）に参画しており、令和3年から7年度の5か年計画で一部は既に実施されておりますが、今後はどのような計画を行う予定なのかをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本徹郎議員の住宅整備についてお答えをいたします。

まず、1点目の本年度以降の住宅整備についてお答えをいたします。

町では、人口減少に歯止めをかけ、若い世代の定住を促進するため、分譲地や町営住宅の整備、さらには住宅建築に対する各種助成を実施してきております。直近における町営住宅の建設は、国の社会資本整備総合交付金の活用を前提に、計画期間を令和3年度から7年度までの5か年とする福井県地域住宅等整備計画（第4期）により進めております。

その進捗でありますけれども、今年度は、河野地区の丸山団地に木造2階建ての一戸建て住宅2棟を現在建設中であります。令和5年度には、東大道において木造2階建ての1棟で2戸分を建設する計画であります。現在の計画では、令和6年度にも2戸を整備し3年間で6戸を整備、その事業費を1億2,200万円としてあります。

しかしながら、現時点におきまして、低所得者向けの公営住宅を除き、地域優良賃貸住宅などの新婚・子育て世代等の中間所得者向けの住宅の空き状況というのは1戸のみとなっております、この利用ニーズが高い事実もあります。

こうした状況の中で、子育て支援施策等の充実している我が町に定住を希望する若者世帯の受け皿として、住宅整備は分譲地の整備同様に有効な施策と認識をいたしております。社会資本整備総合交付金事業は、計画変更など弾力的な運用も可能であることから、令和5年度中に建設候補地の選定を行いたいと思っております。さらに、この事業費の増額や建設戸数の増加も含めた計画変更について、関係機関と協議を進めていきたいと思っております。

2点目の住宅団地の計画についてお答えをいたします。

令和3年度におきまして整備をいたしました第3期の東大道の分譲地10区画は、既に完売をいたしております。現在、3件の購入者が住宅の建築を今進められております。本町としても、新たな世帯と人口の増加、さらには地域の活性化を期待するところであります。

一方、第2次の南越前町総合計画（後期基本計画）の住環境の整備におきまして、若年層への移住・定住化を促進する必要がある、町営住宅の整備やニーズに沿った宅地造成を実施するとうたっております。議員ご指摘のとおり、若年層の移住・定住化を推し進める上で、住宅団地の造成事業は、過疎化の進行する我が町にとりまして喫緊の課題であると認識しております。また、地域の活性化を図る上でも有効な施策であると思います。

このようなことから、令和5年度には、交通の利便性や立地環境を模索し、いろんな方々のご意見をいただきながら、地域バランスに配慮した造成候補地の選定を行いたいと考えております。

3点目の地域優良賃貸住宅整備事業については、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 新海建設整備課長。

○建設整備課長（新海昌弘君） 3点目の地域優良賃貸住宅整備事業についてお答えさせていただきます。

福井県地域住宅等整備計画（第4期）に基づき、国の社会資本整備総合交付金を財源に町営住宅の建設整備を進めることにつきましては、先ほどご説明があったとおりでございますが、民間事業者による地域優良賃貸住宅建設や家賃の低廉化に関する支援も事業メニューにございます。

民間事業者による地域優良賃貸住宅の建設におきましては、事業の認定から助成を受けるまでに複数年かかってしまうということ、家賃の設定が自由にできない、また、国で定める居室の規模など、住宅に関する基準や入居対象者に関する基準を遵守する必要があるということ、民間事業者にとって使い勝手がよくないものであることから、制度の活用が進んでいないというのが現状でございます。

また、家賃の低廉化についてですが、地域優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を根拠に、中堅所得者への賃貸住宅の供給を目的としていますが、入居要件にある収入基準を下回る低所得者、高齢者世帯、障害者世帯等の住居の安定に特に配慮が必要な世帯を利用対象に加え、かつ既定の家賃を引き下げるもので、引下げ分の家賃の一部を助成する制度であります。

しかし、既設の低所得者向けの公営住宅利用者との公平性を欠くことであつたり、本来の利用該当の若年家族の利用が阻害されるおそれがあるなどの理由により、県内自治体での取組が進んでいないという実情もございます。

本町におきましては、町営住宅の整備は喫緊の課題であることを踏まえ、制度の有効な活用のため県内自治体の動向を注視し、引き続き研究を重ねてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君） 3つともしっかりと答弁いただきました。

ここで私もお返しの、これは意見になりますけれども、それぞれの3つの答弁に対してご意見申し上げたいと思います。

1つ目でございますけれども、住宅整備について、3年間でまだ今年度含めて6棟の整備ということで、それはそれで数的なことを言うとまだ足らんかなというのもありますけれども。

私も越前市に住まわれている方なんかといろいろな交流がございまして、これは本

当に真意ではないとは思いますが、いろいろお話をさせてもらおうと、やはり南越前町の子育て政策というのは物すごく皆さん調べておりました、結構羨ましがられている。これは現実なんです、でも、「南越前町一遍来るのはどうや」と、「住んでみんか」と言う、「いや、実は南越前町どこ住めばいいんやろう」という話はちらほら聞きますし、町内にいる方も残念ながら抽選に漏れて、越前市のほうや敦賀市のほうやら近隣の市町に、住宅分譲されているところへ移り住んでいくと。これはそういう方が、やはり多いというよりも耳にするということは間違いございません。今、弾力的に社会資本総合交付金を使うと町長おっしゃられましたので、本当に早急なスピードでニーズに合った住宅供給を毎年、できるだけ毎年続けていただきたい。継続は力なりですから、やっていただきたいなと思います。

それから、2つ目でございます。これは住宅整備とまたよく似ていますがこれも、団地化です。基本的に町は大体、町有地に対して単独で毎年やっておりますけれども、やはり我々側からすると、いつ発表になるか待ってなあかんのです。住宅造成をして、ここ1区画はやりますよと、大規模にやっていただければ、10区画だけでも毎年分譲していくよというようなやり方をしていただければ、やはり町民のほうも、それぞれ住宅を建設する予定というのもありますので、「じゃ、来年はまだ10棟ある」「再来年もまた10棟してくれるんだ」という、やっぱりそういうやり方だと、見える化をしていくと町民の皆さんも、購入する方々もやりやすいんじゃないかなと思いますので、そういった意味で私、この団地化計画というものを挙げさせていただきました。候補地の選定なんかなかなかなか難しいと思いますけれども、できるだけ速やかにお願いをしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後の3つ目については、地域優良賃貸住宅の事業で、課長の答弁にもあったように、家賃の低廉化とかその辺が難しい、民間の事業者の方が入って造るのも難しいということでございますので、私も無理は言いませんけれども。実は、私も近隣の市町見ていますと、本当に上手に分譲されています。住宅がどんどんどんどん建っていきます。やっぱりああいうのを見ていますと、あっちへみんな行ってしまうんでないかなというすごい焦りもありますし、不安もあります。

そういうことを含めてできるだけ住宅整備を早急にお願いしたいなと思っておりますが、実はここで、税務課のほうで資料を取り寄せていただきまして、直近の20歳から29歳までの転入、転出の推移というか比較をさせていただきました。集計をしてみました。これちょっと今発表しますと、令和3年の1年間、それと令和4年の11月までの転入、転出、それが20歳から39歳までの方々ですけれども、県内だけに限らせていただきますと、令和3年の1年間の転入が52人、転出は86人、いわゆる34人は外へ出てってしまっています。また、令和4年の11

月までで転入が４５人、転出が８８人と、４４人たくさん転出しているという状況でございます。しっかりとこれ耳を傾けていかないと、というか、しっかりと注視していかないと、本当にどんどんどん、やっぱり減っていきます。流出が止まりません。

だから、これから町長も、第２次後期計画の中にも令和６年、２０２４年には１万人という人口目標を設定しておられると思うんです。今現在、令和元年から年々二百何十人ペースで減少してっているんです。もちろん自然動態で亡くなる方は仕方ありません。しかし、意図的に出ていかれてしまうとか、住むところがなくて出ていくなんていうのは、やっぱり何らかの方策をしていかんとあかんと私は思っております。これ悔しいかな、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和７年、本町の人口は９，２００人と示されているんです。今本当に、悔しいけどどんどんどんそっちのほうに向かっています。絶対にこれは何とか止めたい。この９，２００人に背くような、我々町として必ず歯止めをかけて近づかないようにしていきたい。できれば１万人に、やはり町長の思うとおりにしていきたいと思いますので、こういった人口の減少に歯止めをかけるためにも、これから若い世代をしっかりととどめていただく。そして移住される方、こういう方を必ず呼び込む。これは建設課だけじゃなくて観まちも一緒です。やはりその辺は一緒になってやってもらわんとこれは進まんと思いますので、ぜひとも理解をいただきたいなと思います。

最後になりますけれども、来年からは本格的な復興作業が入ります。これは本当に大変だと思います。復興にかける労力、そしてこれからの人口減少に対する労力、これは大変だと思います。これは分かります。しかし、やっぱりその人口減少に歯止めをかけるというのも一つ大事ですから、この町にとっては未来があります。このまま減り続けたら町がなくなる、そのくらいの気持ちで取りかかっていたいただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後は１３時より再開をする予定でございます。

休	憩
〔休憩	午前 １１時 ４３分〕
〔再開	午後 １時 ００分〕

再	開
---	---

○議長（喜村喜代治君）会議を再開します。

次に、

1. 避難行動要支援者名簿と個別避難計画について
 2. 事前防災行動計画（タイムライン）策定について
 3. 鹿蒜地区に計画されている輪中堤について
- 3 番 高橋宏介君。

〔3 番（高橋宏介君）登壇〕

○3 番（高橋宏介君）それでは、一般質問をさせていただきます。

避難行動要支援者名簿と個別避難計画について伺います。

平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町の義務になりました。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町の努力義務になりました。

避難行動要支援者名簿は、町の情報から本人の同意なく作成してしまうと、保管は町のみでしか行うことができません。しかし、対象者名簿に記載された方のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて本人から同意を得た場合には、避難支援等関係者である、消防署、警察署、民生委員、各地区、自主防災組織、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供することができるようになります。名簿を作成しても、町でしか保管できないのか、他の団体に提供できるのか、これには大変大きな差があります。

そして、個別避難計画は避難行動要支援者名簿に基づいて作成し、この計画を軸にしながら地域で支え合う仕組みをつくっていくことが重要であります。個別避難計画を作成するのは町の努力義務ではありますが、災害が発生したとき、町だけの力で個別避難計画を実施できるものではありません。様々な避難支援等関係者の協力が得られてからこそ実施できるものです。特に、地元の方で組織されている自主防災組織や消防団は、初期避難には欠かすことのできない関係団体であります。これらの団体に名簿が提供できないとなると、効果的な共助は行えません。

8月5日の豪雨災害に見舞われた鹿蒜地区、赤萩地区は、地域コミュニティが密な地区でありました。この地区にはどのような方が住んでいるのか、そういう情報を持っておられる方がたくさんいました。そのおかげでお互いに助け合い、事前に避難することができました。高齢者が多い地区であったにもかかわらず、一人の犠牲者を出すこともなく事なきを得ました。このことは、日頃よりの区長や住民の方々の地域活動のおかげであります。もし南条地区で豪雨災害が起きていたら、犠牲者ゼロという結果にはならなかったのではないかと恐ろしくなります。

本町には、高齢者等の命を守るため避難行動要支援者名簿が作成されていますか。また、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画が作成されているのかをお伺いします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員の避難行動要支援者名簿と個別避難計画についてお答えをいたします。

当町における避難行動要支援者名簿におきましては、平成20年度から災害時要援護者台帳として整備を始め、年1回の更新作業及び関係機関との共有を継続しているところであります。名簿の新規登録や更新の際は、高齢の方については、主に区長と民生委員に取りまとめをお願いしてあります。障害のある方や要介護認定を受けた方につきましては、町が直接取りまとめをしております。

完成した名簿は毎年、区長、民生委員、警察、消防、社協に送付をし、共有を図っているところでありますが、今後、自主防災組織の立ち上げが町内で進んでいくことが想定されますので、組織の実態に応じて名簿を共有することも検討してまいりたいと思います。

個別避難計画につきましては、議員ご指摘のとおり、令和3年の法改正による市町の努力義務化を受けまして、令和4年からこの名簿への登録様式に避難支援時の留意事項、居住建物の情報を追加いたしまして、要支援者名簿と個別避難計画を兼ねて整備を開始したところであります。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 名簿の同意の有無と条例改正の必要性について伺います。

本町の避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、本人から同意を得たものでありますでしょうか。また、団体関係者に名簿を提供するに当たり、個別情報保護のため、町の条例を改正する必要があるのかを伺います。

○議長（喜村喜代治君） 坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君） 避難行動要支援者の方への個人情報利用の同意につきましては、名簿登録時に提出していただく登録票に、名簿へ登録されること、名

簿が平常時から関係機関に提供されること、災害時に援助を受けて安全な場所に移送等されることに同意する旨が明記されておりまして、登録票と同意書を兼ねる様式となっております。

また、町個人情報保護条例との関係につきましては、同条例第8条に、保有個人情報の利用及び提供の制限の例外といたしまして、本人の同意があるとき、人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるときと規定されておりますので、条例改正の必要性はないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 名簿記載希望者に対する対応について伺います。

避難行動要支援者名簿に自動的に記載される対象でない方、65歳以上の世帯の方や介護保険で要介護1や2の認定を受けている方などは、本人の希望があれば名簿に記載することができます。このことを町は町民に発信したり取り組んだりしたことがあるのかを伺います。

○議長（喜村喜代治君） 坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君） 避難行動要支援者名簿への登録のご協力と対象となる方については、町広報紙3月号に毎年記事を掲載し、周知、浸透を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、要介護度や世帯構成にかかわらず、災害発生時に自力で避難することが難しいと思われる方、具体的には、警戒や避難勧告・指示などの災害関係情報を取得することが困難であったり、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体的な能力に不安のある方についても、支援が必要な方として登録することができます。

このことにつきましては、区長の皆様に年1回の取りまとめをご依頼する際に、その他支援を必要としている方々にも登録手続きを呼びかけていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 市町等の地方公共団体は、住民を災害から守るため、災害対

策基本法に基づく多くの責務を役割に応じて分担しております。災害発生時は、住民に最も身近な行政機関である町がその実情をよく知ることができます。そのことから、防災対策の一時的責務を国は市町に負わせています。この防災における市町中心の原則は、町が取り組むべき重要な責務です。そして、町民に対して一番責任を持つ行政は町であります。そして、町民が一番信用する行政も町です。

しかし、町が幾ら責任を果たそうと尽力を尽くしても、大規模災害が起きてしまうと、どうしても公助には限界がございます。それに代わって命を守るのが、町民で行う共助です。町が取り組む防災計画には、行政主体で行う行動計画だけではなく、集落や自主防災組織などの共助と連携の取れた地域で支え合う仕組みを取り入れた計画が必要であります。東日本大震災などの大規模災害で一番命を救った行動は、共助であります。町の8月5日に起きた大規模水災害でも一人の犠牲者を出すことがなかったのも、町民が自発的に行った共助です。町には、自主防災組織などの町民の共助能力を高める支援を行っていただきたと思います。そして公助と共助の連携の取れた個別避難計画の作成に取り組んでいただきたと思います。

次に、事前防災行動計画、タイムラインの策定について伺います。

気候変動等の影響により日本全国で水災害が激化、頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっております。本町でも、気候変動等の影響により、過去に例のない大規模水災害が起きてしまいました。

国土交通省では、水災害発生前に関係機関がそれぞれ取るべき行動を時系列で示すタイムラインの策定を推進しています。

タイムラインは、水災害の発生予想時刻から逆算し、市町等関係者が事前に取り組むべき行動を、いつ、誰が、どのように、何をするかに着目して時系列で整理したものです。タイムラインを策定し水災害に見舞われた市町の実績としましては、「町が所管を問わず一体となって対応ができた」「区や自主防災組織、消防団など地域団体との情報のやり取りが迅速に行えた」「要救護者への対応を雨が降る前にできたため、余裕が持てた」「事前準備などにより実施することが明確になり、無駄な作業が省けた」など、多くの効果が見込まれております。

タイムラインは、実践することで早めの防災行動が行えるようになり、被害を最小限に食い止めます。国はこの取組を重視し、国が管理する河川では水災害を対象にタイムラインの策定を進め、既に2017年6月までに作成を完了しています。

県が管理する河川についても、水防法に基づく協議会を活用し、対象市町において作成が進められていると聞いておりますが、8月5日に大規模水災害を受けた本町の県管理の一級河川はタイムラインの策定がなされているのでしょうか。策定されていないのであれば、今回の大規模水災害を教訓にした、より実践的なタイムラインを県と協議して早急に作成すべきです。

また、鹿蒜川の高速道路付近より上流は町の管理になるため、この流域は町がタイムラインを作成しなければなりません。今後の予定を伺います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまのタイムラインの策定につきましてお答えをいたします。

現在、南越前町、福井県、そして気象台等で構成をいたします福井県の管理河川等の減災対策協議会におきまして、一級河川である日野川についてタイムラインを策定し運用いたしております。日野川以外の河川につきましては、避難判断の指標となる水位観測地点がないため策定されておられません。

しかし、8月の未曾有の被害をもたらした鹿蒜川をはじめ、牧谷川や奥野々川、田倉川など、町内には多くの一級河川がありますので、これらの河川についても河川管理者であります県に対しまして、水位計、そしてまた河川カメラの設置を要望しまして、十分な協議を行いながら実践的なタイムラインを策定していきたいと考えております。

あわせて、町の管理区域である河川につきましても、タイムラインの策定に向け準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） タイムラインは、水害発生時に合わせて計画し、事前に避難をしていただくためのものです。気象庁の台風などの気象情報の発表を受けて、5日前から行動を開始し、2日前の大雨・洪水注意報や警報などへの対応、1日前の記録的短時間大雨情報などでの判断をしながら、水害発生まで時系列で計画を行います。何日も前から水災害が起きるかもしれないと危機感を持ち、備えることができるようになります。

8月5日の大規模水災害では、気象庁より発表された土砂災害警戒情報や洪水警報は、災害発生前に一時的に解除されました。このような状況においても、タイムラインが策定されていれば、今回のような急激な水位上昇にも対応できたかもしれません。そしてタイムラインがほかの防災計画と異なる点は、水災害に特化したという点だけではなく、その河川ごとに計画が立てられるという点であります。河川にはそれぞれに特徴や欠点があります。それらのことに適した河川ごとの計画が立てられます。

日野川以外の一級河川にタイムラインがないのは、取り組まなければならない県の責任ではあると思いますが、近年の気候変動による大規模水災害の危険性は年々増しており、タイムラインの必要性は高まっていると思います。今回、大規模水災害が発生した鹿蒜川などの一級河川のタイムラインの作成はもちろんのこと、8月5日の大雨で被害を受けました奥野々川や阿久和川の一級河川、また清水川、金粕川、牧谷川、田倉川などの被害が少なかった一級河川についても、早急にタイムラインを策定するように県に働きかけをお願いします。そして町管理の河川については、町の責任におきまして取り組んでいただきたいと思います。

次に、鹿蒜地区に計画されている輪中堤について伺います。

輪中堤とは、土地利用一体型水防災事業の一環であり、上下流のバランス等の関係から、長期間の河川改修の実施が困難な地域において、集落を囲んで水害から守るというものです。河川に沿って整備する連続堤は、多大な期間と予算が必要になりますが、輪中堤の整備は比較的短期間で経済的であるというものです。

しかし、輪中堤には幾つかの不安があります。まず、輪中堤では農地は守れません。河川が氾濫した場合、農地に水を流して集落を守るという考え方でありますので、農地はどうしても水没してしまいます。集落を高い堤防で輪のように囲むため、集落への出入りが不便になります。日常生活を送るに当たり、堤防の圧迫感が出てまいります。地域の景観は、別のものになってしまいます。

そして、一番懸念していることは、冬、積雪したときの除雪のことです。鹿蒜地区は、数年に一度は豪雪に見舞われます。これは必ず起こります。輪中堤が除雪に対して悪影響を及ぼさないか心配です。排雪する場所があるのか、集落に出入りするための橋はかなり高いものになってしまいますが、積雪や凍結しても人や車が安全に渡ることができるのか、路面流水に問題はないのかなどです。

現在行われている国の災害査定は、輪中堤の計画で進んでいると思います。輪中堤は県が提案してきた計画であり、町が求めた計画でないことは十分に承知しております。ですが、輪中堤により起こり得る問題点により、住民の日常生活に支障を来することがあってはなりません。特に冬の積雪への対応については、県と十分に話し合っていただく必要があります。鹿蒜地区にふさわしい輪中堤を目指していただきたいと思います。

そして、町には、県の計画に沿った除雪計画の見直しをお願いします。また、鹿蒜地区の方々が、輪中堤とはどういうものなのか、どのようなメリット、デメリットがあるのか、集落がどのような景色になるのかなど、輪中堤のことを理解してない方が多いように感じます。地区住民の理解は大原則です。今後の集落説明会などの予定が決まっているのであれば、併せて伺います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの鹿蒜地区に計画されております輪中堤についてお答えをいたします。

福井県におきまして計画、実施をしている一級河川の鹿蒜川における輪中堤につきましては、気候変動による水災害の頻発化、激甚化を踏まえまして、国交省が今年度から河川の流域全体で水害を軽減する流域治水型の原形復旧の一つとして災害復旧事業として採択できることとなりました。河川から水があふれないように堤防をかさ上げる従来の方法とは違いまして、集落を土の堤防で囲む輪中堤を整備することによりまして、鹿蒜川流域で今年8月のような大雨が発生した場合にも、集落内の家屋への浸水を防御するものであります。

現在までに、丹南土木事務所が関係集落に複数回の説明会を開催いたしております。また、この整備に対する理解を求めているというところであります。町としても、全ての説明会に参画をしております。計画の中身について把握に努めております。また、独自に現地踏査を行っております。住民側の意向と併せ、町の意見を伝えてきているというのが現状であります。

ご質問にあります、除雪に対する影響とか路面流水に使用するパイプラインの取水口に関することなども、必要となる対策を今図っているところであります。

しかしながら、現在までの県の説明は計画平面図、そしてまた横断図によるものであるため、より理解をしやすい立体的なイメージ図、パースが必要かなと思っております。議員のご質問にある、集落がどのような景色になるのかということについては、今後、県において詳細な設計に併せて提示するように求めまして、住民理解の浸透を図っていきたいと思います。

今後も集落に対する説明会は必要に応じ開催されると思いますが、できる限り、今お話ししたように、分かりやすい説明となるよう町としても県に協力をして、最終的には、生命の安全と生活の安定が図られるような復旧事業になるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 河川は原則、原形復旧であると聞いていましたが、大規模水災害が起こったにもかかわらず元の形に戻すというものです。これでは今回の災害の経験が生かされることなく、同じことが繰り返されてしまいます。しかし、今年度から輪中堤が原形復旧の一つとして認められるようになったと、そういうことで、

二度と大規模水災害を起こさない地区を目指すことができるようになりました。

輪中堤は、水災害に強い集落をつくる、この点については最善の策の一つであるかなと、そういうふうには思いますが、平常時の日常生活や景観に影響を及ぼしかねず、どうしても不安は拭い切れません。輪中堤の対象集落は、大桐区を除く、南今庄、上新道、下新道の3集落です。町には、県から話を聞くだけでなく、実際に輪中堤が建設された集落の現状などを調査するなどして、町としても輪中堤の知識を高めながら県と協議をしていただきたいと思います。

また、現在まで県が行っている集落説明会は、資料などが分かりにくく、住民が輪中堤のことを理解しづらいものであると、そういうことを町も認識し、住民の理解の浸透を図らなければならないと思っていることについては、安心したところです。そして、現在まで開催された全ての説明会に町の職員が同席していることも知っております。

しかし、輪中堤のことについては、町にはもっと意識を高めていただきたいと思います。安全にはなりましたが、生まれ育った集落がその姿を失い、愛着の湧かないものになってしまう可能性もあります。住民の集落に対しての思いを安全面と同等に尊重していただきたいと思います。そして誰一人の声も聞き逃さないという気持ちで寄り添いながら集落と県の間に入り、鹿蒜地区の方々が安心できる復興を目指していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 豪雨災害など緊急時の広報活動と連絡体制の確立について
2. 町道交差点の安全対策について

12番 山本 優君。

〔12番（山本 優君）登壇〕

○12番（山本 優君）それでは、議長のご了解をいただきましたので、2点について質問をさせていただきたいと思います。

今回は8名の一般質問ということで、大変にぎやかにこの一般質問が行われております。その中でも特に、先ほどから議論になっております、今年8月に発生をいたしました大雨による町内各地での大規模災害に関する質問がほぼ全部といえますか、多くのところであるわけであります。

私もその意味から、1点目につきましては、今ほどまでに何人かの方が質問のあった内容とは別な観点から質問をさせていただこうと思っております。

今回の災害によりまして、インフラの設備の損傷は多岐にわたっております。多くの町民にとっては初めてのことであり、大きな脅威と感じているところであります。被災から4か月が経過し、仮復旧は一段落したところでありますが、再度今回のような大雨が来れば、今回以上の被害も想定されます。そのため、恒久的な復旧にはこれから数年の時間が必要だと考えられております。

また、今回は発生時間が早朝のため、幸いにも人身事故はなかったわけですが、住民の日常生活中であれば犠牲者が出た可能性が考えられます。今後、恒久的な復旧に向けた対策と、そのための準備が必要だと考えます。

まず、最初に、今回の災害の状況について振り返って見ていただきたいと思います。

もちろん自然現象によります大雨を防ぐことは、現在の科学技術の中では難しいことではありますが、いざ発生したときの広報活動を充実しておくことは、大切な命を守るために大切なことであると思います。

そこで、今回の大雨災害時の広報活動についての反省と今後の対策につきまして、全般的にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本 優議員の豪雨災害時の防災広報活動についてお答えをいたします。

今回の大雨災害時の避難指示の発令につきましては、防災行政無線と町のホームページや、フェイスブックなどのSNS及びケーブルテレビの文字放送で情報を発信いたしました。

しかし、被災後における自己検証の結果、被災の情報収集に追われる中で複数の情報機器や機能の活用に関時間を要したこと、そしてまた防災行政無線の音声は激しい雨音によって極めて伝わりにくくなったという課題が浮き彫りになりました。

このような反省点を真摯に受け止めまして、今後は、緊急速報メッセージを送信するスマートフォンのアプリの活用や、複数のツールに同時に発信できる仕組みづくりを進めまして、町民の皆様の安全な避難行動に資する情報発信に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君）ありがとうございます。

今ほど説明いただきましたように、現在のいろんな形を使って広報をされたことについては、我々も理解をしているところでございます。

そしてまた、自主的に避難する人も含めて、各集落の集会所あるいは学校、公民館などへの避難を行っていたところでございますが、それらのところでの個々の避難民の家族への連絡等につきましては、十分に果たしていたとは思えないわけであります。

今後、この連絡体制の現状と強化についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） ただいまの集会所などの連絡体制につきましてのご質問にご答弁させていただきます。

避難指示につきましては、防災行政無線、また町のホームページ、SNS、ケーブルテレビの文字放送、またスマートフォンの活用など、様々な情報伝達手段を用いて広報、また避難情報を伝達させていただきます。避難された方に対します情報発信も同様でございます。

また、避難された住民の方とご家族などとの連絡につきましては、役場から避難所等に持ち運びが可能な携帯型のWi-Fi通信端末を設置しまして、円滑かつ速やかな通信環境の整備に努めさせていただきたいと考えております。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君）ありがとうございます。

今、課長のほうから説明いただきましたポケットWi-Fiとか新しい機器が設置されるわけですが、これから指定避難所に避難した人に対しての、それぞれ緊急避難に対する対策につきましては、情報化の時代でありますので、スマホや、あるいはインターネットの環境整備も欠かせないものであります。

その現状について今ほど説明をいただいたところでありますが、一方、自主的な避難としては、学校などの既に設置されているところは別としまして、集落の公民館等においては、その辺の十分な施設が整っていない部分もあります。一方では、それらの設備があってもそれを使いこなせるかどうかという部分もあろうかと思うのですが、そういう意味では、それらの情報機器の使い方についても今後どのように広報あるいは整備をしていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 高速通信環境の整備についてということでございます。

今日、スマートフォン、また持ち運びのできるタブレットが広く普及してございます。それらは様々な情報をいち早く入手する手段として欠かせないアイテムとなっております。とりわけ、ネットワークの無線通信を可能とするW i - F i は、多くの人が集まる施設では必要性の高いものと考えてございます。

このような中で、災害が起こった際に避難された方皆さんが速やかに重要な情報を入手できて、また、ご家族や仲間と連絡もストレスなく行うことができる避難所へのW i - F i 設備の整備は大変重要でございます。

現在、町内20か所で指定しております指定避難所のうち、南越前文化会館など6施設につきましては、常設のW i - F i 設備の整備が完了してございます。また、持ち運び可能な携帯型のW i - F i 通信端末を、先ほど申し上げましたとおり整備してございます。W i - F i 設備のない14施設につきましては、それらを用いましてインターネット通信環境を確保することができることになってございます。

また、一時避難所である各集落の公民館におきましても、有事の際は必要に応じ携帯型W i - F i 端末を用いて通信環境が確保できるよう、皆様方にいろいろ周知してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

自然災害は、よく言われますように「いつ起こるか分からない」、そして「備えあれば憂いなし」という言葉もございます。その意味で、今ほど整備されておりますいろんな施設、やはりそれを使いこなす技術がまずは必要であります。あるいは、その施設がどう活用されるかということも、住民に対する十分な説明あるいは研修等が必要だろうと思います。

この点については今後の対応をぜひお願いをいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問であります。交通事故は、昭和の時代から比較すると大きく減少をしておりますが、高齢者が加害者となったり被害者となったりする事例はそんなに減少していないと思います。当町においては、高齢化が特に進み、公共交通機関がない過疎地が増えて、高齢者になっても車に頼らなければならないことから、免許の返納なども進みにくい現状があります。特に、特定の場所において事故が多く発生しているところもございます。

対策としては、運転者の教育と併せ、道路や安全施設の充実も大切なことである

と思います。

当町の交通事故の現状をお聞きいたしますと、道路幅が必ずしも広くなくても左右の見通しが悪いなど、事故の頻発している箇所が多く見受けられると聞いております。これらの場所は、地元からの要望として、まずは交通信号の設置などの要望があると思いますが、これらの集落からの要望についてお聞きをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの町道の交差点の信号機の設置についてお答えをいたします。

過去３年の町内の交通事故のうち、人身事故の発生件数は２２件であります。死者数は３人であります。

日頃、交通安全の関係団体の皆様方には、交通安全の県民運動の期間中はもとより、あらゆる機会を通じまして交通安全の啓発運動にご尽力をいただいているところであります。また、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備については、越前警察署をはじめ、町内の交通指導員会、また交通安全協会の役員で構成された町の交通安全施設検討委員会で現地調査を行いまして協議、検討した上で、町、そしてまた道路管理者、公安委員会等でそれぞれ整備を進めているというところです。

しかしながら、信号機の整備につきましては、県の公安委員会が設置するものであることから、例年、要望書を提出しております。そこで、混雑時における交通量というのが１時間当たり３００台以上という基準があります。これが信号機の基準となっております。町内の要望箇所については、この基準に達してないということから整備が進んでないという現状があります。

今後も町としては、交通事故のない安全で安心できるまちづくりを進めるために関係機関との連携強化をしっかりと図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○１２番（山本 優君） 安全対策としての信号機の設置の効果は十分あると思いますが、今、町長の説明にもありましたように、公安委員会の中での設置のための基準というものについては公になっておりますので、我々も理解をしているところではあります。今ほど説明がありました１時間に３００台という数字、そのほかにもいろんな条件があるわけでありまして。

現在、町内には、その設置を希望する場所においてもなかなかそのとおりにいか

ないという部分は、ある程度我々も理解をするところでありますけれども、しかし、事故、そしてさらに死亡事故というものに発展をすることは何としても避けていただきたいと思っております。その意味でまず、交通信号機が全てだということではありませんけれども、それらの施設のほかに、次善の策としては、例えばカーブミラーの設置であるとか、あるいは左右の見通しの悪いところの障害物の移動、あるいは道路標示の方法の改良などを進める必要があると思っております。

特に私の地元でもそういう場所があるわけでありますが、地元の我々は、そこが過去も事故が多いということについては理解をしているところでありますけれども、問題はそこに初めて来た、町外からといいますか、あまり通らない人たちが道路の形状からだけ見ながら、見通しが悪くてもそのまま走り抜けること等で事故が発生をしていると聞いております。

その意味で運転者の意識の改革も必要だと思いますが、さらに事故をなくすための方策としては、道路の在り方を、改良するとかということも今後必要ではないかと思えます。その点について、今後どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根將人君） ほかの安全対策についてということでございますが、今ほど町長から答弁ありましたとおり、特に交通事故が多発しています箇所につきましては、安全運転を意識するための看板の設置、また、通行する車両に減速を促すための路面標示等の交通安全施設の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、危険箇所の調査につきましては、引き続き、越前警察署、道路管理者等関係機関と連携し、交通事故の発生の原因の調査と再発防止対策に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

ぜひ、言葉だけでなく、効果のあるものを実行していただきたいと思えます。

地域住民、近くを通る人の話を聞きますと、「あそこの交差点はちょっと危ないから迂回をしていくんだ」という話もあるところであります。その意味でも、いわゆる信号機、あるいは看板等もありますが、強制的にといいいますか、道路の形状を変えということ等もあろうかと思えます。これは具体的に今できるとかできないとか答弁はできないと思えますが、例えば道路に刻みを入れて音が出るようにする

とか、あるいは極端なのは凸凹を造るとかという話も聞くことがあります。

こういうものは地元の了解、理解を得る必要は当然あるだろうと思うのですが、そういうことも今後取り組んでいただきながら、町内での交通事故の防止のために努力をしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本 優君の質問を終わります。

次に、

1. 自主防災組織の推進について

1 番 高谷直樹君。

〔1 番（高谷直樹君）登壇〕

○1 番（高谷直樹君）今回、しんがりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、8月5日の大雨災害以降、被災地の復旧・復興のために日々ご尽力いただいておりますこと、また最大限のご支援をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。どうか引き続き、今後とも被災者の方々に寄り添ったご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の大雨災害は、これまで経験したことのない甚大な被害をもたらし、幾つかの問題点が浮き彫りにされました。災害の際は「自助、共助、公助」が大事だとよく言われますが、その中でも一番大切な部分である「共助」がうまく機能しなかったのではないかと思います。

今回、被害の大きかった方々、集落に負担が集中し、負担の分担がうまくいかなかったことの大きな要因の一つに、非常時のための組織がなかったことが挙げられると思います。

現在、南越前町には74の区がありますが、自主防災組織をつくっている区はわずか13区であります。これまでは幸いにも大きな災害に見舞われることがあまりなかったということもありますが、今回の災害を教訓にして自主防災組織の組織率を高めていくことが重要であると感じているところであります。

しかし、いざ組織をつくりたいと考えましても、ノウハウが分からない部分もあると思いますし、最初は防災アドバイザーなども必要と考えます。

そこで質問であります。

1つ目は、文化祭での町長のご挨拶の中でも、自主防災組織の推進についてのお話でしたが、予算面も含めて、行政として自主防災組織の立ち上げに今後どのように関わられていくのかをお伺いいたします。

2つ目は、今回の災害で区単位の防災組織では小さ過ぎてなかなか機能しないよ

うに感じられました。その辺りをどのようにお考えかも伺いたします。

次に、組織の運営、活動についてであります。非常時にうまく機能させるにはふだんの運営、活動が大切だと考えます。

自主防災組織の先進地区の一つに、若狭町の熊川区自主防災会がありますが、住民と行政が協働で策定した熊川宿防災まちづくり計画に基づき、25歳以上の区民全員が5つある班のどれかに所属し、毎月1回、防災備品の点検などをしたり、熊川宿自主防災デーを毎年開催するなど、活発な活動をされています。

このような活動は、住民と行政が協力し合ってこそ可能なものだと考えます。特にここ数年はコロナの影響でいろいろな行事が中止になり、区民同士のつながりが薄くなってきております。

ここで3つ目の質問なのですが、自主防災組織の組織率を高めるだけでなく、非常時にきちんと機能するための防災知識の向上など、住民が主体の組織ではありますが、行政としてはどのような形でサポートしていただくのかをお伺いたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高谷議員の自主防災組織の推進についての回答をさせていただきます。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。行政による公助と、自分自身で守る自助だけで被害の拡大を防ぐことは困難であります。自主防災組織は、共助による安心・安全な暮らしを守る地域社会の形成に不可欠な組織と言えらると思います。

現在、福井県内の自主防災組織数の世帯カバー率は約90%に達しています。しかしながら、南越前町では74集落に対して13集落にとどまって、そのカバー率は18%足らずであります。

そこで、今年8月の大雨災害を契機に、強力に各地区や各集落に自主防災組織を設立していただき、町内の自主防災組織数の世帯カバー率100%を目標にしていきたいと思ひます。そのために、今まではお願いをしていただけですけれども、今度は役場の職員が日程を決めまして集落に直接出向いて、区長さん、そしてまた役員さんに協力していただき、集落在住の防災士であつたり消防団員を中心とした組織の設立説明会を開催させていただいて推進をしていきたいと思ひております。また、行政区が連担している地区、そしてまた隣接する複数の集落が共同し設立することもぜひ推奨をしていきたいと思ひます。そこで町民の方々をはじめ、議会の

皆様方の、ぜひご理解と、またご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

今回の災害対応を検証しまして、行政として改善すべき点は多々ありました。早々に対処するとともに、自助、共助、公助による防災体制を強化し、災害に強い安全・安心なまちづくりを今後ともしっかり進めていきたいと思いますので、どうかまた皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より回答をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 組織の運営、活動につきましてご答弁させていただきます。

現在、自主防災組織によります防災訓練、また防災研修会の開催、防災資機材の購入や修繕などにつきましては、補助金制度を設けさせていただいております。そういった形でご支援をさせていただいております。

今後は、自主防災組織が主催する防災訓練、研修会に対しまして、役場の職員が出向くだけでなく、警察、消防などにもご協力いただき、充実した組織運営を継続していただけますようご支援させていただきたいと考えてございます。

また、様々な機会を通じまして、防災に関する意識と知識の向上を図るための周知活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。その一つといたしまして、町内の児童生徒の皆様にも、今回の災害で得た教訓を風化させない取組を教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 高谷直樹君。

○1番（高谷直樹君） ただいま町長より町内の自主防災組織世帯カバー率を100%目指すというご答弁をいただき、大変心強く感じました。集落によっては、単独よりも複数の集落で設立されたほうが効果的だと思われる地区もありますので、その辺りのサポートも、難しい部分もあろうかとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

また、組織運営に関しましても十分なご支援をいただけるということで、あとは私たち住民一人一人の意識の向上に取り組んでいくことが大切だと考えます。

最後に、町内の児童生徒さんの皆さんにも、今回の災害で得た教訓を風化させない取組を教育委員会とともに検討をしていただけるということで、自分たちの地域を知るための防災教育を、ぜひ特色あるふるさと教育の一つとして今後検討してい

ただけることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて高谷直樹君の質問を終わります。

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時00分〕

第 3 号 12月16日(金)

出席議員(敬称略)

12名

1番 高谷直樹
4番 山本徹郎
7番 城野庄一
10番 喜村喜代治

2番 谷口善治
5番 坪川伸理
8番 熊谷良彦
11番 平谷弘子

3番 高橋宏介
6番 大浦和博
9番 加藤伊平
12番 山本優

欠席議員(敬称略)

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長 岩倉光弘
副町長 北野徹
総務課長 関根将人
町民税務課長 野村和子
農林水産課長 市村誠

観光まちづくり課長 初一剛
保健福祉課長 坂井好美
建設整備課参事 谷口英博

(教育委員会)

教育長 上田康彦

事務局長 中村勝典

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 森貴之

書記 三原順子

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

議案第 99 号 令和 4 年度南越前町一般会計補正予算(第 8 号)

議案第 100 号 令和 4 年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 101 号 令和 4 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正
予算(第 4 号)

議案第 102 号 令和 4 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 103 号 令和 4 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 104 号 令和 4 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 105 号 令和 4 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 106 号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 107 号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正について

議案第 108 号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に
ついて

議案第 109 号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

議案第 110 号 財産の取得について

各常任委員長報告

議案第 81 号 令和 3 年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第 82 号 令和 3 年度南越前町水道事業会計決算認定について

決算特別委員長報告

自然保護並びに環境保全対策特別委員長報告

議案第 111 号 南越前町教育委員会委員の任命について

開 議
〔開会 午後 3時30分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

日程第1 議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第8号）から
日程第12 議案第110号 財産の取得についてまでの12議案を一括して、議題といたします。

常任委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては各常任委員会に付託し、すでに審議を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めます。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）総務文教常任委員長 7番 城野庄一君。

〔総務文教常任委員長 登壇〕

○7番（城野庄一君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、12月13日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会に関わる事項の1議案及び、議案第107号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてから議案第110号 財産の取得についてまでの4議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、議案につきましては、原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君） 産建厚生常任委員長 4 番 山本徹郎君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○4 番(山本徹郎君) 産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、12月14日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第99号 令和4年度南越前町一般会計補正予算第8号のうち本委員会に関わる事項並びに、議案第100号 令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第106号 令和4年度南越前町下水道特別会計補正予算（第2号）までの8議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君） これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより議案第 99 号 令和 4 年度南越前町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 106 号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計補正予算（第 2 号）までの 8 議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第 99 号から議案第 106 号までの 8 議案を一括して採決いたします。議案第 99 号から議案第 106 号までの 8 議案について、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。

よって、議案第 99 号から議案第 106 号までの 8 議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号 南越前町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてから議案第 110 号 財産の取得についてまでの 4 議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第 107 号から議案第 110 号までの 4 議案を一括して採決いたします。議案第 107 号から議案第 110 号までの 4 議案について、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。

よって、議案第 107 号から議案第 110 号までの 4 議案は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第１３ 議案第８１号 令和３年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第１４ 議案第８２号 令和３年度南越前町水道事業会計決算認定についての２議案を一括して議題といたします。

本件につきましては、９月議会定例会で決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査になっておりましたが、すでに審査を終えておりますので、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）決算特別委員長 １２番 山本 優君。

〔決算特別委員長 登壇〕

○１２番（山本優君） 決算特別委員会から報告をいたします。令和４年９月議会定例会において決算特別委員会に付託されました令和３年度南越前町各会計の決算認定に係る案件審査のため、１０月１３日から１１月１１日までの期間中の４日間、決算特別委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

付託を受けました議案第８１号 令和３年度南越前町各会計歳入歳出決算認定及び議案第８２号 令和３年度南越前町水道事業会計決算認定につきまして、関係理事者の出席を求めて慎重に審査いたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案どおり承認することに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました審査結果であります。

次に、審査の過程におきまして特に議論し改善策などを求めた事項について申し上げます。

１「森林環境譲与税の使い道については、多くの町民にその恩恵が行きわたるよう、また森林環境譲与税本来の趣旨を踏まえて事業計画を作成し、事業を執行していただきたい。」との意見に対し、「森林環境譲与税は、森林を守り、育て、次世代に引き継ぐとともに、適切な森林整備等を進めるために、令和元年度から様々な事業に活用しています。中でも、森林境界明確化推進事業は、森林環境整備の基礎となる事業であり、今後もスピード感を持って取り組んでまいります。また、県産材を活用した公共施設の整備等を積極的に推進し、多くの町民に木材の魅力を発信するよう努めてまいります。」との回答でした。

２「道の駅に出店している町内産品出品者及び納入業者間でのトラブルが無いよう、関係各課は情報の共有化を図り改善されたい。また、町内産品数の増加、町内

産品出店者の増加に取り組んでもらいたい。」との意見に対し、「限られたスペースの中で出品者及び納入者とも決められたルールを順守したうえで出品するよう指定管理者である株式会社レストラン南条と山海里運営協議会に対し指導します。町内産品数及び町内産品出店者を増やしていくことは、道の駅の更なる充実のため不可欠でありますので、関係団体に対し取り組みを促していくよう指導していきます。」との回答でした。

3 「スクールバスの購入については、令和4年度に事業を繰り越されているが、当初購入を計画していたメーカーのものが困難であれば、メーカーにこだわらず同等以上の車種で今年度中に購入をしていただきたい。」との意見に対し、「スクールバスの購入については、令和3年度に29人乗り2台を購入予定でしたが、メーカーである日野自動車の不正行為によりバスの製造にかかる国土交通省の認可が下りず、令和4年度に繰り越しています。現在でも認可の見通しが立たず、今年度中の納品が困難であることから、ご指摘のとおり、当初購入を計画していた車種と同等以上の三菱ふそう社製のバスを購入していくこととしていきます。」との回答でした。

以上でございます。

今後は、議会として改善策が講じられたか、見極めていく必要があると思います。町長以下、理事者におかれましては、誠意を持って対策を講じていただきますようお願い申し上げまして委員長報告といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。決算特別委員会の報告を終わります。

〔決算特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第 8 1 号及び議案第 8 2 号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって議案第 8 1 号及び議案第 8 2 号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）次に、今定例会中に自然保護並びに環境保全対策特別委員会が開催されましたので、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）自然保護並びに環境保全対策特別委員長 3 番 高橋宏介君。

〔自然保護並びに環境保全対策特別委員長登壇 報告〕

○3 番（高橋宏介君）自然保護並びに環境保全対策特別委員会より報告いたします。去る 1 2 月 9 日、1 5 日の 2 日間、自然保護並びに環境保全対策特別委員会を開催いたしました。

現在、本町で計画がされている風力発電事業のうち、株式会社グリーンパワーインベストメントが事業主体である（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業について事業者から説明を受けた後、各委員からの意見を聞き、取りまとめましたので、委員会としての意見を報告いたします。

1 前委員会が出された 4 項目の意見に対し、今回の委員会で 4 項目全てにおいて納得できる回答がなかった。

2 8 月の大雨災害を受け、その前後で大雨に対する対応等に大きく変化が見られず、住民の不安を払拭できるような納得のいく回答がなかった。

との意見がだされ、委員会としては、現段階では反対せざるを得ないとの意見にまとまりました。

なお、今後も状況を見極めながら委員会として継続審議してまいりたいと存じます。

以上、自然保護並びに環境保全対策特別委員会からの報告といたします。

〔自然保護並びに環境保全対策特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を終わります。

これより自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加議案の上程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第１５ 議案第１１１号 南越前町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、人事に関するものが１件であります。議案第１１１号 南越前町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

これは、現南越前町教育委員会委員の川崎美智子氏が令和５年２月２８日で任期満了をむかえるため、新たに南越前町教育委員会委員に橋本 智子氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和５年３月１日から令和９年２月２８日にいたすものであります。

以上、追加提案いたしました１議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

採 決

○議長（喜村喜代治君）提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案件は、人事案件でありますので、慣例により、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、採決することに決しました。

これより、採決を行います。議案第 1 1 1 号 南越前町教育委員会委員に橋本智子君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定しました。

閉 会

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は、終了いたしました。

閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和 4 年 1 2 月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の 9 日に、この本会議場におきまして、私どもが提案いたしました 1 2 議案、及び本日追加提案をさせていただいた 1 議案、並びに継続審査となっておりました令和 3 年度決算認定 2 議案全て本会議で可決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年8月の大雨による災害発生以降、被災者支援と復旧作業に鋭意努力してまいりました。今後も、福井県や県内市町など関係機関のご協力をいただきながら一日も早い被災地の皆さまの生活の再建に向け、全力で取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化、地域経済の活性化など山積する諸課題に真摯に向き合うとともに、安全に安心して豊かに暮らせるまちづくりのために、災害復旧事業を中心に重要施策を速やかに実施してまいります。

議員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、議員の皆様をはじめ、町民の皆様が夢と希望を持って輝かしい新年を迎えられることをご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）議員各位におかれましては、今期定例会の運営にご協力を賜り感謝申し上げます。また、各案件に対しまして慎重に審議し、それぞれ妥当なるご決議をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年も残りわずかとなってまいりました。全国的に新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあり、本町におきましても今月に入り学年閉鎖をする学校が出てくるなど、まだまだ油断はできない情勢でございます。

これから気温の低い日も続いてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、体調管理に留意され、引き続き感染防止対策に努められまして、輝かしい新年をご家族お揃いで迎えられることを心からご祈念申し上げます。閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、令和4年12月議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後3時45分〕